「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」における添付資料の内容について

1. 内容

工認添付資料にて、設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績、工事及び検査の計画を示すものとして 様式1を作成している(別紙参照)。

新検査制度移行後は、炉規則9条第3項の要件の変更により、添付資料において、設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績等を施設毎に作成する旨の記載がなくなったことと、工認添付資料として工事計画に係る設計及び工事に係るプロセスを示している「設計及び工事に係る品質管理の方法等」(以下、「品管説明書」という。)と様式1に記載している情報が重複している状況を踏まえ、これらの内容を整理して様式1の記載の程度を見直し、併せて工認品証添付資料の構成の見直しを添付資料1のとおり行う。

2. 考え方

新検査制度へ移行するに際して、設工認に係る法令・規制要求事項が以下のとおり変更となる。

IΒ 炉規則第9条第1項 炉規則第9条第1項 法第43条の3の9第1項の認可を受けようとするも 法第43条の3の9第1項又は第2項の認 可を受けようとする者は、次に掲げる事項を のは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委 員会に提出しなければならない。 記載した申請書を原子力規制委員会に提出 炉規則第9条第2項 しなければならない。 前項の工事計画には、申請係る発電用原子炉施設の属 氏名又は名称 本文 する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表中欄に 工事計画 掲げる事項を記載しなければならない 工事工程表 別表第二 中欄 四 設計及び工事に係る品質マネジメント システム 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 五 変更の工事又は設計及び工事の計画の (1)品質保証の実施に係る組織 (2)保安活動の計画 変更の場合にあっては、変更の理由 (3)保安活動の実施 (4)保安活動の評価 (5)保安活動の改善 炉規則第9条第3項 炉規則第9条第3項 第1項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施 第1項の申請書には、当該申請に係る発電 設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表 用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲 下欄に掲げる書類を添付しなければならない。 げる種類に応じて、同表下欄に掲げる書類並 別表第二 下欄(施設ごとに作成) びに当該申請に係る設計及び工事に係る品 付 質マネジメントシステムが法第 42 条の 3 の 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書 5 第 1 項(中略)の許可を受けたところによる ものであることを説明した書類を添付しな

現行の添付資料は、別表第二にて要求される説明書を工事計画に係る手続きガイドに従い「①設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績」「②工事に係る品質管理の方法」「③組織等についての具体的な計画」を担保するものとして、①②③を品管説明書、①③の実績(設計)及び②③の計画(工事・検査)を様式1にて示している。

ければならない

様式1の作成の経緯は、川内新規制基準適合工認時に、当初①②③の要件は品管説明書にて担保できると合意しかけたのだが、別表第二にて施設毎に「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」の作成が要求されているため、施設毎に様式1の作成が必要との考えが示され、現在の形態に至っている。

新検査移行後は添付資料に係る要件が変更され、施設毎に実績を示す根拠となる要求がなくなったことから、 設工認手続きガイドの要求する事項を満たした上で、且つ、品管説明書と様式1で重複している情報を整理す ることで工認添付資料のスリム化を行う。この具体的な内容について、添付資料1にて詳細を示す。

3. 添付資料

- (1)品管説明書による様式1記載内容を担保する考え方と新様式1の記載の程度について
- (2)サンプル:新様式1

4. 別紙

サンプル:様式1 (九州電力株式会社 玄海3号機 高エネルギーアーク損傷対策工事 H31.4.8 認可)

品管説明書による様式1記載内容を担保する考え方と新様式1の記載の程度について

1. 品管説明書と様式-1の記載情報の重複に関する評価と評価を踏まえた新様式1の記載の程度について 様式1の記載は「2. 様式1の記載ルール(現行)」に示す通り、実用炉規則別表第二下段に示す工認添付資 料に関する設計を誰が何を用いてどのように設計を行った結果、何かできたのかを書き表したものである。

この内容は「3. 品管説明書と様式1に記載している情報の整理について」のとおり品管説明書と様式1に て記載が重複していることから、この重複している箇所を見直し、結果、品管説明書で表現できていない情報 に特化した新様式1(添付資料2参照)として工認毎に1つの説明書として作成する。

	現行	新検査制度導入後
品管説明書	工認申請(届出)毎に作成	同左
様式1	申請対象施設(設備)毎に作成	設工認申請(届出)毎に作成 (但し情報量としては同等)

2. 様式1の記載のルール (現行)

様式1へ記載する設計の実績及び工事、検査の計画の内容については、以下の観点で記載を行っている。

(基本的な考え方)

各図面、説明書で示している設計結果を導いた過程(=プロセス)を一つ一つの行為に分割し、インプット・アウトプットを明確にしながら、短文で記載する。

(記載の程度)

- ① 誰が、どのように設計(調達があれば調達とのつながりを含む)を実施したのかのプロセスが分かる程度の記載とする。ただし、詳細な設計結果は添付資料に記載していることから記載しない。
- ② 各説明書の目次で示している設計の流れとリンクが取れていなくてはならない。そのため極力各説明書の用語を用いる。
- ③ 設計要求事項が何であるかを明確にするために「基本設計方針をインプットとして、・・・に関する設計を行った」との表現により、基本設計方針とのリンクを張る。
- ④ 実施した詳細設計の「流れ」が分かるように 1 つ 1 つの行為ごとに段落を分け、段落ごとにインプットとアウトプットが 1 つずつ含まれるように記載する。
- ⑤ 前の行為のアウトプットが、後の行為のインプットになる場合、用語を統一し段落間のつながりが分かる ようにする。
- ⑥ 設計の中に複数項目がある場合、すべての項目が読めるようにしておく。
- ⑦ 調達や、ウォークダウン(現場確認)を行っている場合は、それらを行っていることを必ず記載する。
- ⑧ 各項目の設計結果が、工認資料のどこと繋がっているかの関連を添付資料名で示す。
- ⑨ エビデンスは可能な限り固有名を記載し、識別できるようにする。

新様式1においても、現行のルールと同等の情報量を確保しており、添付資料2にその記載の程度を示す。

3. 品管説明書と様式1に記載している情報の整理について

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明	括弧ゴシック記載事項は品管説明書との関連を示すための解	
	書	説	
1 設計及び工事の計画に係る品質管理計画	1. 概 要		
当社は、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させる	7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 -		
ため、玄海原子力発電所設置変更許可申請本文第 11 号			
の「発電用原子炉の保安のための業務に係る品質管理に			
必要な体制の整備に関する事項」に基づき、安全文化を醸	設保安規定(以下、「保安規定」という。)に基づき、設工認		
成するための活動を行う仕組みを含めた、原子炉施設の設	の技術基準規則」等に対する適合性の確保に必要な、設		
計、工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確定に実施された。	計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行		
実に実施するための品質マネジメントシステム(以下「品質	おうとしている管理の計画、並びに、工事及び検査に係る		
マネジメントシステム」という。)を構築し、「玄海原子力発電 所原子炉施設保安規定」に品質保証計画(以下、「保安規	品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載 する。		
定品質保証計画」という。)を定めている。	9 3 ₀		
本「設計及び工事の計画に係る品質管理計画」(以下、			
「設工認品質管理計画」という。)は保安規定品質保証計画			
に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方			
法、組織等の計画された事項を示したものである。			
2 適用範囲·定義			
2.1 適用範囲			
本設工認品質管理計画は、玄海原子力発電所第3号機			
原子炉施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用			
する。			
2.2 定 義			
本設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を			
除き保安規定品質保証計画に従う。			
(1)実用炉規則			
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭			
和 53 年 12 月 28 日通商産業省令第 77 号)をいう。			
(2)技術基準規則			
「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に			
関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規			
則第6号)」のことをいう。 (3)実用炉規則別表第二対象設備			
(3)美用炉規則別衣第二対家設備 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭			
和 53 年 12 月 28 日通商産業省令第 77 号)の別表第二			
「設備別記載事項」に示された設備			
(4)適合性確認対象設備			
設工認に基づき、技術基準規則への適合性を確保す			
るために必要となる設備			
The second secon	2. 基本方針		
	本資料では、設工認における、「設計に係る品質管理の		
	方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の		
	計画」及び「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等		
	についての具体的な計画」を、以下のとおり説明する。		
	(1) 設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は		
	行おうとしている管理の計画		
	「設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又		
	は行おうとしている管理の計画」として、以下に示す2つの		
	段階を経て実施した設計の管理の方法を「3. 設計及び工		
	事の計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の		
	方法等」に記載する。		
	具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に 係る組織(組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含		
	「示る飛車戦(飛車戦とはアレノ市)「「国ッノヤ」上、関係及り、同報伝達古		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
	む。)」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設		
	計、工事及び検査の各段階とその審査」に、品質管理の方		
	法について「3.3 設計に係る品質管理の方法により行った		
	管理の実績に係る計画」に、調達管理の方法について「3.6		
	設工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管		
	理、トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレー		
	サビリティ」に記載する。		
	これらの方法で行った管理の具体的な実績を、様式-1 「本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画		
	【 施設(設備)】」(以下「様式-1」という。)を用いて資料		
	X-2 に示す。		
	N 2 (C/1.) 0		
	a. 実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認対		
	象設備に対する技術基準規則の条文ごとの基本設		
	計方針の作成		
	b. 「a.」で作成した条文ごとの基本設計方針を基に、		
	実用炉規則の別表第二に示された事項に対して必		
	要な設計を含む技術基準規則等への適合に必要な		
	設備の設計		
	これらの設計に係る記載事項には、設計の要求事項		
	として明確にしている事項及びその審査に関する事項、		
	設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計 開発の各段階における審査等に関する事項並びに組		
	織の外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記		
	載する。		
	(2) 工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等について		
	の具体的な計画		
	「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等につい		
	ての具体的な計画」として、設工認対象設備(該当する場		
	合には、設工認申請(届出)時点で設置されている設備を		
	含む。)の工事及び検査に係る品質管理の方法を「3. 設計		
	及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る品質		
	管理の方法等」に記載する。		
	具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に		
	係る組織(組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含		
	む。)」に、実施する各段階について「3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査」に、品質管理の方		
	武、工事及の検査の各段階とての審査」に、前負官理の方 法について「3.4 工事に係る品質管理の方法」及び「3.5		
	使用前事業者検査」に、調達管理の方法について「3.6 設		
	工認における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、		
	トレーサビリティについて「3.7 記録、識別管理、トレーサビ		
	リティ」に記載する。		
	これらの工事に係る品質管理の方法及びその検査のた		
	めの組織について具体的な計画を、様式-1を用いて資料		
	X-2 に示す。		
	工事及び検査に係る記載事項には、工事及び検査に係		
	る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事		
	項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互 関係(使用前乗業者検本等の独立性、際源等理及び物具		
	関係(使用前事業者検査等の独立性、資源管理及び物品 の状態保持に関する事項を含む。)、工事及び検査に必要		
	の状態保持に関する事項を含む。)、工事及び検査に必要しなプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視し		
	測定、妥当性確認及び検査等に関する事項(記録、識別管		
	理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。)並びに組織		
	の外部の者との情報の伝達に関する事項等を含めて記載		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
	する。		
	(3) 設工認対象設備の保守管理		
	適合性確認対象設備(該当する場合には、設工認申請		
	(届出)時点で設置されている設備を含む。)は、必要な機		
	能・性能を発揮できる状態に維持されていることが不可欠で		
	あり、その維持の管理の方法について「4. 適合性確認対象		
	設備の保守管理」で記載する。		
	(4) 設工認で記載する設計、工事及び検査以外の品質保証		
	活動		
	設工認に必要な設計、工事及び検査は、設工認品質管		
	理計画に基づく品質保証体制の下で実施するため、(1)~		
	(3)に関する事項以外の、責任と権限(保安規定品質保証		
	計画「5.5 責任、権限及びコミュニケーション」)、原子力の		
	安全の確保の重視(保安規定品質保証計画「5.2 原子力		
	の安全の確保の重視」)、必要な要員の力量管理を含む資源の管理(保安規定品質保証計画「6資源の管理」)及び不		
	適合管理を含む評価及び改善(保安規定品質保証計画「8		
	評価及び改善」)については、保安規定品質保証計画に従		
	った管理を実施する。		
	また、当社の品質保証活動は、安全文化醸成活動と一		
	体となった活動を実施している。		
	設工認申請(届出)時点で設置されている設備に対して		
	適合性確認を行う場合でも、対象設備の中には、現在のよ		
	うな安全文化を醸成するための活動を意識した活動となっ		
	ていなかった時期に導入している設備もあるが、それらの設		
	備についても現在の安全文化につながる様々な品質保証		
	活動を行っている。(添付-1「建設当時からの品質保証体		
	制」第1表参照)		
3. 設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る	3.設計及び工事の計画における設計、工事及び検査に係る		
品質管理の方法等	品質管理の方法等		
設計及び工事の計画(以下、「設工認」という。)における			
設計、工事及び検査に係る品質管理は、品質マネジメント			
システムに基づき以下のとおり実施する。	設計、工事及び検査、調達管理等のプロセスを示す。		
3.1 設計、工事及び検査に係る組織(組織内外の部門間の相			
互関係及び情報伝達含む。)	互関係及び情報伝達含む。)		
設計、工事及び検査は、保安規定品質保証計画に示す			
役割分担の下、本店組織及び発電所組織で構成する体制 で実施する。	保証計画の「5.5.1 責任及び権限」に示す役割分担の下、 本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。		
設計、工事及び検査に係る組織は、担当する設備に関			
する設計、工事及び検査について責任と権限を持つ。	理の実績に係る計画」)、工事(「3.4 工事に係る品質管理		
9 分成可、工事及び限重に ブバーく真正と惟成を切っ。	の方法)、検査(「3.5 使用前事業者検査の方法」)並びに		
	調達(「3.6 設工認における調達管理の方法」)の各プロセ		
	スにおける主管箇所を第 3.1-1 表に示す。第 3.1-1 表に		
	示す各主管箇所の長は、担当する設備に関する設計、工		
	事及び検査並びに調達について、責任と権限を持つ。		
	各主任技術者は、それぞれの職務に応じた監督を行うと		
	ともに、相互の職務について適宜情報提供を行い、意思疎		
	通を図る。		
	設計から工事及び検査への設計結果の伝達、当社から		
	供給者への情報伝達など、組織内外の部門間や組織間の		
	情報伝達については、設工認に従い確実に実施する。		
	3.1.1 設計に係る組織		
	設工認に基づく設計は、第3.1-1表に示す主管箇所の		
	うち、「3.3 設計に係る品質管理の方法により行った管理の		
	実績に係る計画」に係る箇所が設計を主管する組織として		

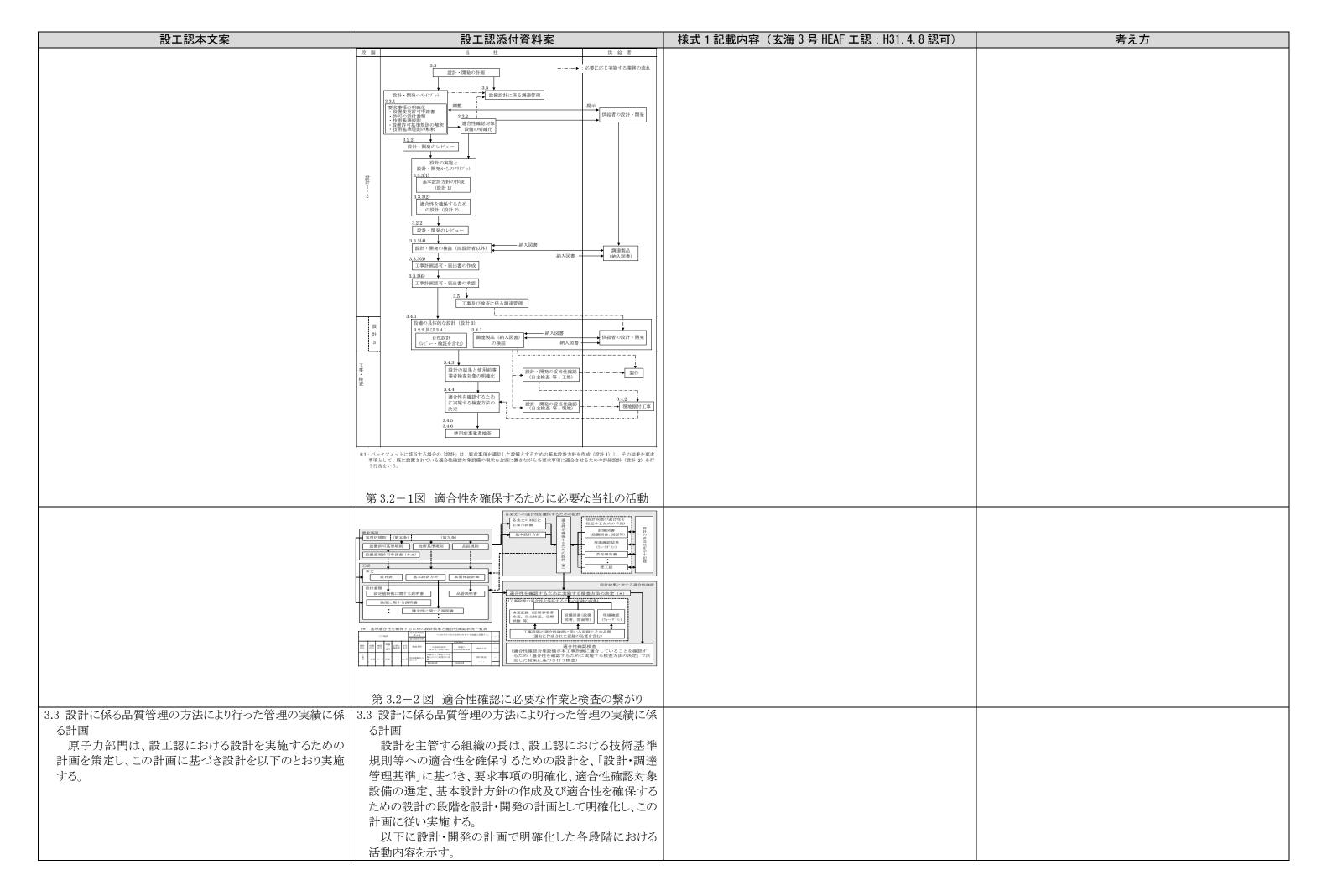
設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
	実施する。この設計は、設計を主管する組織を統括する部		
	長(所長)の責任の下で実施する。		
	設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制につ		
	いては、設工認に示す設計の段階ごとに様式-1を用いて		
	資料 X-2 に示す。		
	3.1.2 工事及び検査に係る組織		
	設工認に基づく工事は、第3.1-1表に示す主管箇所の		
	うち、「3.4 工事に係る品質管理の方法」に係る箇所が工事		
	を主管する組織として実施する。		
	設工認に基づく検査は、第 3.1-1 表に示す主管箇所の うち、「3.5 使用前事業者検査の方法」に係る箇所が検査を		
	19、13.3 使用前事業有機量の方法」に係る箇別が機量を 主管する組織として実施する。		
	・ 設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制につ		
	いては、設工認に示す工事及び検査の段階ごとに様式-1		
	を用いて資料 X-2 に示す。		
	第3.1-1表 設計及び工事の実施の体制		
	項番号 プロセス 主管箇所		
	設計に係る品質管		
	理の方法により行 原子力管理部 原子力設		
	3.3 なりがなにより1 ボーガ管理部 ボーガ版 った管理の実績に 備グループ		
	係る計画		
	工事に係る品質管 玄海原子力発電所 保修		
	3.4 理の方法 第二課		
	。 使用前事業者檢 玄海原子力発電所 安全		
	3.5 査の方法 品質保証第二統括室		
	原子力管理部 原子力設		
	設工認における調「備グループ		
	3.6 達管理の方法 玄海原子力発電所 保修		
	第二課		
29 記丁辺における記卦 丁東及び絵本の久の映しるの字本	3.2 設工認における設計、工事及び検査の各段階とその審査		
3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用	3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用		
品質マネジメントシステムにおいて、設工認に係る設計・			
開発のグレード分けを以下のとおり定めている。	には設工認申請(届出)時点で設置されている設備を含		
グレード 工事区分 設計区分	む。)に対し、第3.2-1表に示す「設工認における設計、工		
実用炉規則別表第二	事及び検査の各段階」に従って技術基準規則等の要求事		
原子力発電所の「対象設備に該当する原	項への適合性を確保するために実施する工事の設計であ		
グレード1 安全上重要な設 子炉施設に関する工事	る。		
備及び構築物等の要求事項への適合性	この設計は、設工認品質管理計画「3.2.1 設計及び工事		
に関する工事 を確保するための設計	のグレード分けの適用」に示すグレード(添付-2「当社にお		
グレード2 実用炉規則別表第二	けるグレード分けの考え方」第1表参照)に従い、「設計・調		
上記以外の原子対象設備以外の原子炉	達管理基準」に基づき管理する。		
グレード3 炉施設に関する 施設の工事のための設			
工事計			
設工認におけるグレードは、原子炉施設の安全上の重要がある。			
要性に応じて以下のとおり適用する。			
(1) 実用炉規則別表第二対象設備に係る管理 実用炉規則別表第二対象設備に係る設計は、「実用炉			
表用炉規則別衣第二刈家設備に除る設計は、「美用炉 規則別表第二対象設備に該当する原子炉施設に関する工			
事の要求事項への適合性を確保するための設計」を適用			
し、グレード1として管理する。			
(2)主要な耐圧部の溶接部に係る管理			
主要な耐圧部の溶接部に係る設計は、当該溶接部が含			
まれる設備に応じたグレードを適用し管理する。			

様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31.4.8 認可) 考え方 設工認本文案 設工認添付資料案 3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその照査 3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその照査 設工認における設計、工事及び検査の各段階を第3.2-設工認として必要な設計、工事及び検査の流れを第 3.2 1表に示す。 -1 図及び第 3.2-2 図に示す。設工認における設計、工 (1) 実用炉規則別表第二対象設備に対する管理 事及び検査の各段階と保安規定品質保証計画との関係を 設工認のうち、実用炉規則別表第二対象設備に対する 第3.2-1表に示す。 (1) 実用炉規則別表第二対象設備に対する管理 設計、工事及び検査の管理を第3.2-1表に示す。 原子力部門は、設計の各段階におけるレビューを、第 設工認のうち、実用炉規則別表第二対象設備における 3.2-1 表に示す段階において実施するとともに、記録を管 適合性確認に必要な作業と検査の繋がりを第 3.2-1 図に 理する。 示す。 このレビューについては、原子力部門で当該設備の設計 保安規定品質保証計画「7.3.4 設計・開発のレビュー」に に関する専門家を含めて実施する。 基づき設計の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価 なお、実用炉規則別表第二対象設備のうち、設工認認 し、問題を明確にし、必要な処置を提案する設計の各段階 におけるレビューは、適切な段階において設計を主管する 可申請(届出)が不要な工事を行う場合は、設工認品質管 理計画のうち、必要な事項を適用して設計、工事及び検査 組織が実施するとともに、「保安活動に関する文書及び記 を実施し、工事が設工認のとおりであること及び技術基準に 録の管理基準」に基づき記録を管理する。設計におけるレ 適合していることを使用前事業者検査により確認する。 ビューの対象となる段階を第3.2-1表に「※」で示す。 (2) 主要な耐圧部の溶接部に対する管理 このレビューについては、第3.1-1表に示す設計を主管 設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な する組織で当該設備の設計に関する力量を有する専門家 検査は、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前 を含めて実施する。 (2) 主要な耐圧部の溶接部に対する管理 事業者検査の方法 及び「3.6 設工認における調達管理の 方法」に示す管理(第3.2-1表における「3.4.1設工認に基 設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な づく設備の具体的な設計の実施(設計3)」~「3.6設工認に 検査は、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前 おける調達管理の方法」)のうち、必要な事項を適用して設 事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の 計、工事及び検査を実施し、工事が設工認のとおりであるこ 方法」に示す管理(第3.2-1表における「3.4.1設工認に基 と及び技術基準に適合していることを使用前事業者検査に づく設備の具体的な設計の実施(設計3)」~「3.6設工認に より確認する。 おける調達管理の方法」)のうち、必要な事項を適用して設 計、工事及び検査を実施し、工事が設工認のとおりであるこ と及び技術基準に適合していることを使用前事業者検査に より確認する。 第3.2-1表 設工認における設計、工事及び検査の各段階 第3.2-1表 設工認における設計、工事及び検査の各段階 保安規定品質保証 各段階 各段階 設計に係る品質管理の 適合性を確保するために必要な影 去で行った管理の実績に 設計・開発の計画 3.3 計を実施するための計画 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績に係る計画 系ろ計画 適合性確認対象設備に対 7.3.2 設計・開発へ する要求事項の明確化 のインプット 設計に必要な新規制基準の要求事 3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 要求事項に対応するための設備 各条文の対応に必要な適 3.3.2 3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 合性確認対象設備の選定 基本設計方針の作成 7.3.3 設計・開発か 要求事項を満足する基本設計方針 3.3.3(1) (設計1) らのアウトプット)作成 3.3.3(1)* 基本設計方針の作成(設計1) 7.3.3 設計・開発か 適合性確認対象設備に必要な設計 適合性確認対象設備の各 条文への適合性を確保す 3.3.3(2)** 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2) らのアウトプット の実施 るための設計(設計2) 7.3.5 設計・開発の 基準適合性を確保するための設計 設計のアウトプットに対する検証 3.3.3(4) 3.3.4 設計における変更 7.3.7 設計・開発の 設計対象の追加や変更時の対応 3.3.4* 設計における変更 変更管理 7.3.3 設計・開発か 設工認を実現するための具体的な 3.4.1 体的な設計の実施(設計 3.4.1** 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3) 7.3.5 設計・開発の 設備の具体的な設計に基づく工事の実施 3.4.2 設備の具体的な設計に基 適合性確認対象設備の工事の実施 342 使用前事業者検査の確認 事項 3.5.1 適合性確認対象設備が、設工認に 適合していることを確認 設計の結果と使用前事業 検査に先立ち設計の結果と使用前 3.5.2 設計の結果と使用前事業者検査対象の繋がりの明確化 3.5.2 者検査対象の繋がりの明 事業者検査の対象との繋がりを整 3.5.3 使用前事業者检査の計画 使用前事業者検査の計画 適合性確認対象設備が、設工認に 3.5.3 適合していることを確認する計画 3.5.4 **給香計画の管理** 使用前事業者検査を実施する際の 検査計画の管理 354 7程管理 3.5.5 使用前事業者給香の実施 使用前事業者検査の実施 7.3.6 設計・開発の 認可された設工認どおり、要求事 質に対する適合性が確保されて 妥当性確認 3.5.5 調 3.6 設工認における調達管理の方法 8.2.4 検査及び試験 ることを確認 設工認における調達管理 7.4 調達 設工認に必要な、設計、工事及び 8.2.4 検査及び試験 検査に係る調達管理 3.6

※: 「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」でいう、レビュー対応項目

の方法

※: 「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」でいう、保安規定品質保証計画の「7.3.4 設



設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	本工事計画に必要な要求事項を、資料 4-1 (品管説明書	・品管説明書との紐付けのみの記載のため担保できている。
原子力部門は、設工認における技術基準規則等への適	設工認に必要な要求事項は、以下のとおりとする。	No (以下同じ。)) の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要	
合性を確保するために必要な要求事項を明確にする。	・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造 及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日	求事項の明確化」に示す事項とした。	
	原子力規制委員会規則第5号)」(以下「設置許可基	原子力設備グループ長は、原子力設備グループの要員	・品管説明書第 3.1-1 表で示す設計を主管する組織にて、
	準規則」という。)に適合しているとして許可された設	に、要求事項に関するインプットについて、その適切性をレビ	「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」に示すレ
	置変更許可申請書	ューさせた。また、その設計結果を社内決定文書として承認し	ビューを第 3.2-1 表に示す設計開発のインプット段階にお
	•技術基準規則	た。	いてレビューを行い、承認していることから、担保できてい
	また、必要に応じて以下を参照する。	(A) (A) (A)	る。
	・許可された設置変更許可申請書の添付書類	(記録等	コクラー・シントロゲジョロキリテクリアのしかりた子華 4 パコ
	・設置許可基準規則の解釈 ・技術基準規則の解釈	•社内決定文書:「玄海原子力発電所 3 号機 非常用電源設	・記録については品管説明書にて以下のとおり作成要求が記載されているものの、具体的な記録名称の記載がないことか
	1文的基中/规则の解析	備の工事計画設計資料について	ら、新様式-1のアウトプット欄にて示すこととする。
		・設計・開発へのインプットレビューチェックシート	(3.2.2)設計開発のインプットをレビューし、記録を管理する。
3.3.2 条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	原子力設備グループは、資料 4-1 の「3.3.2 各条文の対	・品管説明書第 3.1-1 表で示す設計を主管する組織にて、
原子力部門は、設工認に関連する工事において、追加・	適合性確認対象設備に対する要求事項への適合性を確	応に必要な適合性確認対象設備の選定」に基づき、既工事	様式2を作成、承認していることから、担保できている。
変更となる適合性確認対象設備(運用を含む。)のうち、対	保するため、設置変更許可申請書に記載されている設備	計画の設計結果、設置許可基準規則、安全審査指針、技術	
象となる適合性確認対象設備(運用を含む。)の要求事項	及び技術基準規則への対応に必要な設備(運用を含む。)	基準規則、旧技術基準規則及び設置(変更)許可をインプット	
への適合性を確保するために、実際に使用する際の系統・ 構成で必要となる運用を考慮し選定する。	を、実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備を含めた適合性確認対象設備として、以下に従って抽出する。	として、設計基準対象施設に係る機能ごとに「非常用電源設備」を抽出し、その結果をアウトプットとして様式-2 に整理し	
情族で必要になる産用で有感し歴史があ。	適合性確認対象設備を明確にするため、設工認に関連		
	する工事において追加・変更となる設備・運用のうち設工認	0	
	の対象となる設備・運用を、要求事項への適合性を確保す	原子力設備グループ長は、整理した様式-2 について、原	
	るために実際に使用する際の系統・構成で必要となる設		
	備・運用を考慮しつつ第3.3-1図に示すフローに基づき抽		
	出する。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	に必要な要求事項に対して必要な機器等が抜けなく抽出されているかの観点で確認させた。また、様式-2 を社内決定文	
	いう。)の該当する条文の設備等欄に整理するとともに、設		
	備/運用、既設/新設、追加要求事項に対して必須の設		
	備・運用の有無、実用炉規則 別表第二の記載対象設備に	(記録等)	・記録等については本段階にて行った設計行為のインプットと
	該当の有無、既工認での記載の有無、実用炉規則 別表		アウトプットを示している。インプット及びアウトプットについて
	第二に関連する施設区分/設備区分及び設置変更許可		は、品管説明書にて以下のとおり要求が記載されているもの
	申請書添付八主要設備記載の有無等の必要な要件を明確にする。		の、具体的な記録名称の記載がないことから、新様式-1の インプット及びアウトプット欄にて示すこととする。
	4年(こりる)	・既工事計画の設計結果(既に提出した工事計画及び既に認	(3.3.2)様式2に整理する情報として既工事計画を使用
		可された工事計画については、「既工事計画」という。)	
		•設置(変更)許可	(3.3.2)様式 2 に整理する情報として設置許可を使用
		·様式-2	(3.3.2)本項に示す作業の結果様式2が作成される
		•社内決定文書:「玄海原子力発電所 3 号機 非常用電源設	(3.3.3)様式 2 は社内決定文書の一部として承認される(設
		備の工事計画設計資料について」	計•調達管理基準)
	今回の工事において、 追加・変更となる設備、運用		
	注)別表第一、第二は実用炉規則での別表を示す。		
	工事計画書記載事 項(別表第二中欄) の変更があるか? わるか?		
	No No		
	該当なし Yes No		
	別表第一中欄に係 わるか? わるか?		
	No No		
	T事計画認可を要するもの (第 43 条の 3 の 9 第 1 項) 工事計画届出を要するもの (第 43 条の 3 の 10 第 1 項)		
	第 3.3-1 図 適合性確認対象設備の抽出について		
3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する	3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認:H31. 4. 8 認可)	考え方
検証 原子力部門は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。 (1) 設計の実施 a. 「設計 1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。 b. 「設計 2」として、「設計 1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。 c. 「設計 3」として、工事段階において、設工認に基づく製品実現のための具体的な設備の設計を実施(「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計 3)」参照)」する。	検証 適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を 確保するために、「設計 1」、「設計 2」及び「設計 3(「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計 3)」参 照)」を以下のとおり実施する。		
	にし、明確にした結果とその理由を、様式-3「技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方」(以下「様式-3」という。)の「適用要否判断」欄と「理由」欄に取り	方針の作成(設計 1)」に基づき、技術基準規則をインプットとして、技術基準規則の条文単位での適用を明確にし、アウトプットとして、各条文と各施設における適用要否の考え方を様	・品管説明書第 3.1-1 表で示す設計を主管する組織にて、 様式 3を作成していることから、担保できている。
	まとめる。 ・様式-3 に取りまとめた結果を、様式-4「施設と条文の対比-覧表」(以下「様式-4」という。)の該当箇所を星取りすることにより取りまとめ、施設ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。 ・適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の各条文の関係を様式-3及び様式-4に代え整理することが可能な場合には、様式-3及び様式-4に代えることができる。	原子力設備グループは、様式-3 をインプットとして、条文と施設の関係を一覧に整理し、アウトプットとして様式-4 に取りまとめた。	
		規則、様式-2及び様式-4をインプットとして、抽出した機器を実用炉規則別表第二の施設区分ごとに並べ替えるとともに、各機器に適用される技術基準規則の条項号及び条項号ごとに詳細な検討が必要となる項目を整理し、アウトプットとして、工認書類と本工事計画の関係を様式-5-1 に取りまとめ	・品管説明書第 3.1-1 表で示す設計を主管する組織にて、 様式 5-1 を作成していることから、担保できている。
	b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成 適合性確認対象設備に必要な要求事項を具体化し、漏	原子力設備グループは、設置許可基準規則、技術基準規則及び設置(変更)許可をインプットとして、資料 4-1 の	

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
	れなく適用していくための基本設計方針を、設工認の適合	「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で	
	性確認対象設備に適用される技術基準規則の条文ごとに	明記した要求事項を満たすために必要な基本設計方針とし	
	作成する。	て、既工事計画の基本設計方針からの基本設計方針の変更	
	基本設計方針の作成にあたっては、基本設計方針の作		
	成を統一的に実施するための考え方を「工事計画業務要		
	領」に定め、これに基づき技術基準規則の条文ごとに作成	を明示した基本設計方針を様式-7に取りまとめた。	
	する。この基本設計方針の作成に当たっての統一的な考え 方の概要を添付-3の「技術基準規則ごとの基本設計方針		
	の作成に当たっての基本的な考え方」に示す。		
	具体的には、様式-7「要求事項との対比表」(以下「様		
	式-7」という。)に、基本設計方針の作成に必要な情報とし		
	て、技術基準規則の各条文とその解釈、関係する設置変更		
	許可申請書本文とその添付書類に記載されている内容を		
	引用し、その内容を確認しながら、設計すべき項目を漏れ		
	なく作成する。		
	基本設計方針の作成に併せて、基本設計方針として記		
	載する事項とそれらの技術基準規則への適合性の考え方		
	(理由)、基本設計方針として記載しない場合の考え方及び		
	詳細な検討が必要な事項として含めるべき実用炉規則 別表第二に示された添付書類との関係を明確にし、それらを		
	様式-6「各条文の設計の考え方」(以下「様式-6」とい		
	う。)に取りまとめる。		
	作成した基本設計方針をもとに、抽出した適合性確認対	原子力設備グループは、基本設計方針、設置(変更)許可	・品管説明書第 3.1-1 表で示す設計を主管する組織にて、
	象設備に対する耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際	をインプットとして、既工事計画や他プラントの状況を参考にし	様式 5-2 を作成していることから、担保できている。
	の登録の考え方及び当該適合性確認対象設備に必要な	て、各機器の耐震重要度、機器クラス、兼用する際の登録の	
	設工認書類との関連性を様式-5-2に明確にする。なお、		
	過去に作成した基本設計方針が適用できる場合には、	を様式-5-2で明確にした。	
	「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選		
	定」で作成する様式-2 に項目をおこして明確にすることができる。		
	(30)	 	・品管説明書第 3.1-1 表で示す設計を主管する組織にて、
		1、様式-5-2、様式-6及び様式-7について、原子力設備	「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその審査」に示すレ
		グループの要員に資料 4-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備	ビューを第3.2-1表に示す設計開発アウトプット段階におい
		に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要	てレビューを行い、承認していることから、担保できている。
		求事項に対して、設計方針が抜けなく設定されているかの観	・作成した一連の帳票を記録として管理するために承認して
		点でレビューさせた。また、その設計結果を社内決定文書とし	いることから、担保できている。
		て承認した。	
		(記録等)	ション・シャン・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ショ
		(記)()	・記録等については本段階にて行った設計行為のインプットと アウトプットを示している。インプット及びアウトプットについて
			は、品管説明書にて以下のとおり要求が記載されているもの
			の、具体的な記録名称の記載がないことから、新様式-1の
			インプット及びアウトプット欄にて示すこととする。
		・様式-2・様式-3・様式-4・様式-5-1・様式-5-2・様式	(3.3.3)本項に示す作業の結果各様式が作成される
		─6•様式─7	
		•設置(変更)許可	(3.3.3)様式に整理する情報として設置許可を使用
		・既工事計画の設計結果	(3.2.3)様式に整理する情報として既工事計画を使用
		・社内決定文書:「玄海原子力発電所 3 号機 非常用電源設備の工事計画設計資料について」	(3.3.3)各様式は社内決定文書の一部として承認される(設計・調達管理基準)
		伽の工事計画設計資料についく ・設計・開発からのアウトプットレビューチェックシート	計・調達官理基準)(3.2.2) 設計開発のアウトプットをレビューし、記録を管理する
			(3.2.2) 設計開発のアクトノットをレビューし、記録を管理する。
	(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するた		5 0
	めの設計(設計 2)		
	様式-2 で整理した適合性確認対象設備に対し、今回		・第3.1-1表で示す設計を主管する組織にて、詳細設計を実
	新たに設計が必要な基本設計方針への適合性を確保する	し、詳細な検討が必要となる設計の要求事項を明記している	施していることから、担保できている。
			11 百

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
	ための詳細設計を、「設計 1」の結果を用いて実施する。	様式-5-1、様式-5-2 及び基本設計方針をインプットとし	
	具体的には、適合性確認対象設備に係る設計すべき事	て、該当する条文の基本設計方針に対する適合性を確保す	
	項を明確化した様式-5-1、様式-5-2 及び様式-7 等	るための詳細設計を実施し、その結果をアウトプットとして様式	
	の「設計 1」の結果(適合性確認対象設備、技術基準規則、	-8の「工認設計結果(要目表/設計方針)」欄(灰色箇所は	
	作成が必要な設工認本文・添付資料の項目、基本設計方	当時必要な要求事項に基づく記載であり、現在は検査前に	
	針との関係)を踏まえ、適合性確認対象設備を技術基準規	実施するプロセスとなっている。(以下同じ。)) に取りまと	
	則に適合させるための必要となる詳細設計(対象設備の仕	めた。	
	様の決定含む。)を実施し、設備の具体的設計の方針を決		
	定する。詳細設計に関しては、基本設計方針の要求種別	原子力設備グループ長は、様式-8の「工認設計結果(要	・第 3.1-1 表で示す設計を主管する組織にて、「3.2.2 設
	に応じて第 3.3-1 表に示す要求種別ごとの「主な設計事	目表/設計方針)」欄について、原子力設備グループの要員	計、工事及び検査の各段階とその照査」に示すレビューを第
	項」に示す内容について実施する。具体的には、「3.7.1 文		
	書及び記録の管理」で管理されている設備図書等の品質	記している条文ごとの基本設計方針に対する必要な設計が行	行い、承認していることから、担保できている。
			・作成した一連の帳票を記録として管理するために承認して
		われているかの2つの観点でレビューさせた。また、その設計	
	し、適合性確認対象設備が技術基準規則等の必要な設計	結果を社内決定文書として承認した。	
	要求事項への適合性を確保するための設計の方針(要求	MINE LITTONEX E CO CAMPBOTCO	
	機能、性能目標、防護方針等を含む)を定めるための設計	基本設計方針の設計要求事項ごとの詳細設計の実績を、	
	一機能、性能自信、例護力可等を占む/を定めるにめの設計 を実施する。	を	
	を美施する。 設工認申請(届出)時点で設置されている設備に対して	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	適合性確認を行う場合は、その設備が定められた設計の方 針を満たす機能・性能を有していることを確認した上で、設		
			コロケン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	工認認可申請(届出)に必要な設備の仕様等を決定する。	(記録等)	・記録等については本段階にて行った設計行為のインプットと
			アウトプットを示している。インプット及びアウトプットについて
	この詳細設計は、様式一6で明確にした詳細な検討を必要した。 アルス・東西さんは マスケース アンファス・アンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアンアン		は、品管説明書にて以下のとおり要求が記載されているもの
	要とした事項を含めて実施するとともに、以下に該当する場		の、具体的な記録名称の記載がないことから、新様式-1の
	合は、その内容に従った設計を実施する。	134 D. a 134 D 134 D a 134 D. a	インプット及びアウトプット欄にて示すこととする。
	77 (m / /m / r) . A / - > III A	·様式-2·様式-5-1·様式-5-2·様式-8	(3.3.3)各様式は社内決定文書の一部として承認される(設
	・評価(解析を含む)を行う場合	•社内決定文書:「玄海原子力発電所 3 号機 非常用電源設	計•調達管理基準)
	詳細設計として評価を実施する場合は、基本設		
	計方針を基に詳細な評価方針及び評価方法を定め	124111 1142=11 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(3.2.2)設計開発のアウトプットをレビューし、記録を管理す
	たうえで、評価を実施する。また、評価の実施にお		る。
	いて、解析を行う場合は、「3.3.3(3) 詳細設計の品		
	質を確保する上で重要な活動の管理」に基づく管理		
	を行うことにより信頼性を確保する。		・品管説明書第 3.1-1 表で示す設計を主管する組織にて、
		2. 非常用電源設備に関する設計	詳細設計(非常用発電装置の出力の決定に関する説明書)
	・複数の機能を兼用する設備の設計を行う場合	原子力設備グループは、本工事計画における高エネルギ	を実施していることから、担保できている。
	複数の機能(施設間を含む。)を兼用する設備の	ーアーク損傷に伴う火災(以下「HEAF 火災」という。)発生防	
	設計を行う場合は、兼用する全ての機能を踏まえた	止対策に関する設計を以下に示すとおり実施した。	
	設計を確実に実施するため、組織間の情報伝達を		
	確実に行い、兼用する機能ごとの系統構成を把握	2.1 HEAF 火災発生防止対策を行う電気盤の選定	
	し、兼用する機能を集約したうえで、兼用する全ての	原子力設備グループは、HEAF 火災発生防止対策を行う	
	機能を満たすよう設計を実施する。この場合の具体	電気盤を以下のとおり選定した。	
	的な設計の流れを第3.3-2図に示す。		
		原子力設備グループは、様式-2、関係法令、基本設計方	
	・設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合	針及び設備図書をインプットとして HEAF 火災発生防止対策	
	設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場	を行う電気盤を選定し、選定した結果の機器リストをアウトプッ	
	合は、設計が確実に行われるようにするために、組	トとして設計資料に取りまとめた。	
	織間の情報伝達を確実に行い、設計をまとめて実		
	施する側で複数の対象を考慮した設計を実施した		
	のち、設計を委ねている側においても、その設計結	ら報告を受けた設計資料を審査し、社内決定文書として承認	
	果を確認する。	した。	
		【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】	
	・他号機と共用する設備の設計を行う場合		
	様式-2 をもとに他号機と共用する設備の設計を	2.2 設備仕様に係る設計	
			1
·	行う場合は、設計が確実に行われることを確実にす	(1) アークエネルギーの閾値に係る評価	

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
	るため、組織間の情報伝達を確実に行い、号機ごと		
	施する。 これらの設計として実施したプロセスを様式-1で明確にする。	ら報告を受けた設計資料を審査し、社内決定文書として承認した。 【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】	口が説田事体 0.1 1 末っこよ訊引ナンがよフ切が)ァー
	第3.3-1表に示す要求種別のうち「運用要求」に分類された基本設計方針については、本店組織の保安規定を取りまとめる組織にて、保安規定として必要な対応を実施する。	(2)火災感知設備及び消火設備への影響評価原子力設備グループは、火災感知設備及び消火設備の配置に関する設計が既工認から変更がないことを確認し、その結果をアウトプットとして設計資料(社内決定文書)に取りまとめた。	
		原子力設備グループ長は、原子力設備グループの要員から報告を受けた設計資料を審査し、社内決定文書として承認した。 【発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】	
		(3) HEAF 火災発生防止対策に係る設計 原子力設備グループ長は、本工事に必要な設計を行うための調達仕様書を作成し、「1.1 設計に係る委託業務の管理」に基づく調達管理の方法により、HEAF 火災発生防止対策に係る委託業務を実施した。	
		供給者は、「2.2(1) アークエネルギーの閾値に係る評価」、設備図書及び単線結線図をインプットとして、現行の整定値で HEAF 火災発生の可能性があるメタルクラッド開閉装置、パワーセンタ及びコントロールセンタについて、HEAF 火災の発生を防止するための対策を取りまとめ、その結果をアウトプットとして委託報告書を作成し、原子力設備グループへ提出した。	
		原子力設備グループ長は、供給者が提出した委託報告書 を原子力設備グループの要員に検証させ、承認した。	
	第 3.3-1 表 要求種別ごとの適合性の確保に必要となる主 な設計事項とその妥当性を示すための記録との関係 要求種別 生な設計事項 設計方針の妥当性を示す記錄 変要となる機能を有する設備の選定 設置変更許可申請書に配載した機能を持つために必要な設備等の選定 ・社内決定文書 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
	対象設備が目的とす 仕様決定のための解析 おけったを		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31.4.8 認可)	考え方
	第3.3 - 2 図 主要な設備の設計		
なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「大量のデータを扱い、複雑な処理をコンピュータで行うため、結果を容易に確認することが困難な調達による解析」及び「データ量が比較的少なく、単純な計算であるものの、ヒューマンエラーが起こりやすい手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。	(*) 系統設計を伴う場合		
を作体 9 分。	a 調達による解析の管理 基本設計方針に基づく詳細設計で解析を実施する 場合は、解析結果の信頼性を確保するため、設工認 品質管理計画に基づく品質保証活動を行う上で、特 に以下の点に配慮した活動を実施し、品質を確保す る。 (a)調達により解析を実施する場合は、解析の信頼性を 確保するために、供給者に対し、次に示す管理を確実 にするために、供給者に対し、次に示す管理を確実 にするための品質保証要求事項や解析業務に関り要求 し、それに従った品質保証体制の下で解析を実施させ るよう「3.6 設工認における調達管理の方法」に従った 調達管理を実施する。解析の調達管理に関する具体 的な流れを添付一4の「設工認における解析管理につ いて」(以下、「添付一4」という。)第1表に示す。 イ.解析を実施する要員の力量管理(保安規定品質保 証計画「6 資源の管理」) ・解析対象業務の経験等により、当該解析に関する力 量を有しているとされた要員による解析の実施 ロ.解析業務に関する業務の計画(解析業務計画書) の作成とそれに基づく業務の実施(保安規定品質保 証計画「7業務に関する計画の策定及び業務の実 施」) ・解析業務着手時に、従事する要員に対して、実施す る解析の重要性を意識付けするための教育の実施 ・使用するコードが正しい値を出力できることを確実に するためのコードの検証(「(b)解析コードの管理」参 照) ・適切な入力情報の使用(「(c)解析業務で用いる入力		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
	・作成した入力データのコードへの正しい入力		
	・得られた解析結果の検証 ・解析結果を基にした報告書の作成等		
	ハ.当該業務に関する不適合管理及び是正処置(保安		
	規定品質保証計画「8評価及び改善」)		
	(b)解析コードの管理		
	計算機コードは、評価目的に応じた解析結果を保証する。		
	証するための重要な役割を持っていることから、使用 実績や使用目的に応じ、解析コードが適正なものであ		
	ることを以下のような方法により検証し、使用する。		
	・簡易的なモデルによる解析解の検算		
	・標準計算事例を用いた解析による検証 ・実験、ベンチマーク試験結果との比較		
	・他の計算機プログラムによる計算結果との比較 等		
	(c)解析業務で用いる入力情報の伝達		
	設工認に関する解析に係る供給者との情報伝達に		
	ついて以下に示す。 設工認に必要な解析業務が、設備や土木建築構造		
	物を設置した供給者と同一の供給者が主体となってい		
	る場合、解析を実施する供給者が所有する図面とそれ		
	を基に作成され納入されている当社所有の設備図書 は、同じ最新性が確保されている。		
	当社は供給者に対し調達管理に基づく品質保証上		
	の要求事項として、JISQ9001の要求事項を踏まえた文		
	書及び記録の管理の実施を要求し、適切な版を管理 することを要求している。		
	設備を設置した供給者以外で実施する解析の場		
	合、当社で管理している図面を提供し、供給者は、最		
	新性の確保された図面で解析を行っている。		
	(d)入力根拠の作成 供給者に、解析業務計画書等に基づき解析ごとの		
	入力根拠書を作成させ、また計算機プログラムへの入		
	力間違いがないか確認させることで、入力根拠の妥当		
	性及び入力データが正しく入力されたことの品質を確保する。		
	この入力根拠の作成に際し、解析の品質管理を強		
	化する必要がある場合には、異なる2名の者が入力根		
	拠から作成し、入力根拠と入力結果を同時にチェック する「入力クロスチェック」(添付-4 第 1 図参照)を行		
	9 3 (人) 7 1 2 2 2 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		
	b 手計算による自社解析の管理	原子力設備グループは、委託報告書をインプットとして、	・品管説明書第 3.1-1 表で示す設計を主管する組織にて、
	自社で実施する解析(手計算)は、評価を実施する	HEAF 火災の発生を防止するための対策後のアークエネルギ	
	ために必要な計算方法及び入力データを明確にした 上で、当該業務の力量を持つ要員が実施する。	ーが HEAF 火災が発生するアークエネルギーの閾値を下回っていることを計算により確認するとともに、計算を実施した者	する説明書)を実施していることから、担保できている。
	実施した解析結果に間違いがないようにするため	とは別の原子力設備グループの要員により計算のダブルチェ	
	に、入力根拠、入力結果及び解析結果について、解	ックを行い、自社解析結果として取りまとめた。	
	析を実施した者以外の者によるダブルチェックを実施 し、解析結果の信頼性を確保する。	 原子力設備グループ長は、原子力設備グループの要員か	
	自社で実施した解析ごとの具体的な管理方法を添	ら報告を受けた自社解析結果を審査し、承認した。	
	付-4 第2表に示す。	F - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
		原子力設備グループは、関係法令、基本設計方針、設備図書、委託報告書及び自社解析結果をインプットとして、	
		日音、安記報日音及の日代解析相来をインプラーとして、 HEAF 火災の発生を防止するための保護継電器整定値の見	
		直し及びインターロック変更の対策が、基本設計方針の要求	

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
		を満たしている事を確認し、その結果をアウトプットとして設計	
		資料(社内決定文書)に取りまとめた。	
		原子力設備グループ長は、原子力設備グループの要員か	
		ら報告を受けた設計資料を審査し、社内決定文書として承認した。	
		C/C ₀	
		【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】【単線結線	
		(記録類)	・記録等については本段階にて行った設計行為のインプットと
			アウトプットを示している。インプット及びアウトプットについては、品管説明書にて以下のとおり要求が記載されているもの
			の、具体的な記録名称の記載がないことから、新様式-1の
		- コキルビキ チジ 却 ル キ	インプット及びアウトプット欄にて示すこととする。
		•調達仕様書•委託報告書	(3.5.3)調達に際して仕様書を作成することを記載、報告書については検証を行い調達要求事項への適合を確認する要
		 ・設計資料(社内決定文書)	求を記載している。 (3.3.3)設計 2 の結果はアウトプットとなる社内決定文書として
			承認される。
		・設備図書	(3.3.3)設備図書、様式-2、研究報告書は設計 2 に必要な
		・様式-2・研究報告書	情報となる。
		・自社解析結果	(3.3.3)設計 2 として自社解析を行いアウトプットとして纏めて
(2) 設計のアウトプットに対する検証	(4) 設計のアウトプットに対する検証	原子力設備グループ長は、設計結果として取りまとめられ	いる。 ・品管説明書第 3.1-1 表で示す設計を主管する組織にて、
原子力部門は、設計1及び設計2の結果について、当	(4) 設計のアクトノットに対する快証		・
該業務を直接実施した原設計者以外の者に検証を実施さ	る設計及び設計のアウトプットに対する検証」の設計 1 及び	の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計 1)」で明確にした基	ている。
せる。	設計 2 で取りまとめた様式-3 ~ 7 及び適合性確認対象 設備を技術基準規則に適合させるための必要となる詳細設	本設計方針を満たしていることを確認する観点で、原設計者以外の者に検証を実施させた。また、「3.3.3(2)適合性確認対	
	計の結果について、当該業務を直接実施した原設計者以	象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」	
	外の者に検証を実施させる。	で取りまとめた各設計結果を社内決定文書として承認した。	
		(記錄類)	・記録等については本段階にて行った設計行為のインプットと
			アウトプットを示している。インプット及びアウトプットについては、品管説明書にて以下のとおり要求が記載されているもの
			の、具体的な記録名称の記載がないことから、新様式-1の
		₩₽ 0 ₩₽ 0/ □ ± 1.₩1. [₩₽ •.)	インプット及びアウトプット欄にて示すこととする。
		・様式-3~様式-8(見直し後は「様式7」) ・各設計資料(社内決定文書)	(3.3.3)検証と対象として各様式及び設計資料を記載
		・設計・開発からのアウトプット検証チェックシート	(3.3.3)検証の結果の記録として記載
	(5) 設工認認可申請(届出)書の作成 様式-2 に取りまとめた適合性確認対象設備について、	原子力設備グループは、資料 4-1 の「3.3.3(4) 工事計画 認可申請書の作成」に基づき、適用される要求事項の抜けが	・品管説明書第 3.1-1 表で示す設計を主管する組織にて、 設計のアウトプットを用いて工認申請書を作成していることか
	設工認の設計として実施した「3.3.3 本工事計画における		はいり、グトングトを用いて工能中間音をFF成していることが ら、担保できている。
	設計及び設計のアウトプットに対する検証」の(1)~(2)からの		
	アウトプットを基に、第 3.7-1 図に示す「工事計画業務要 領」に定める、設工認認可申請(届出)における本文及び添		
	付書類の作成要領に従って、設工認に必要な書類等を以		
	下のとおり取りまとめる。	原子力設備グループ長は、工事計画認可申請書案を確認し、申請手続きを原子力工事グループ長へ依頼した。	
	a. 要目表の作成		
	「3.3.3 (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合 性を確保するための設計(設計 2)」からのアウトプットと		
	なる詳細設計結果(図面等の設計資料)を基に、実用		
	炉規則 別表第二の「設備別記載事項」の要求に従っ		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
	て、必要な事項(種類、主要寸法、材料、個数 等)を		
	設備ごとに表(要目表)や図面等に取りまとめる。		
	b. 施設ごとの「基本設計方針」、「適用基準及び適用規		
	格」及び「工事の方法」の作成		
	「3.3.3 (1) 基本設計方針の作成(設計 1)」の「b. 技		
	術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」で作成		
	した条文ごとの基本設計方針を整理した様式-7、基		
	本設計方針作成時の考え方を整理した様式-6 及び		
	各施設に適用される技術基準規則の条文を明確にし		
	た様式-4 を用いて「工事計画業務要領」に基づき、		
	実用炉規則 別表第二に示された発電用原子炉施設		
	の施設ごとの基本設計方針としてまとめ直すことによ		
	り、設工認として必要な基本設計方針を作成する。		
	また、技術基準規則に規定される機能・性能を満足		
	させるための基本的な規格及び基準を「適用基準及		
	び適用規格」に、実用炉規則別表第二に基づき工事		
	及び使用前事業者検査を適切に実施するための基本		
	事項を「工事の方法」として取りまとめる。		
	c. 各添付書類の作成		
	「3.3.3 (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合		
	性を確保するための設計(設計2)」からのアウトプットと		
	なる詳細設計結果を基に、基本設計方針に対して詳		
	細な設計結果や設計の妥当性に関する説明が必要な		
	事項を取りまとめた様式-6及び様式-7を用いて、設		
	工認と実用炉規則 別表第二の関係を整理した様式		
	-5-2に示された添付書類を作成する。		
	実用炉規則 別表第二に示された添付書類におい		
	て、解析コードを使用している場合には、当該添付書		
	類の別紙として、使用した解析コードに関する内容を		
	記載した「計算機プログラム(解析コード)の概要」を作		
	成する。		
	d. 設工認認可申請(届出)書案のチェック	原子力工事グループ長は、資料 4-1 の「3.3.3(4)d. 工事	・本店組織の設工認の取りまとめを主管するグループの長が、
	本店組織の設工認の取りまとめを主管する組織の		
	長は、作成した「設工認認可申請(届出)書」の案につ	認可申請書案について関係各グループ及び発電所関係各	取り纏めていることから、担保できている。
	いて、「工事計画業務要領」に基づき、以下の要領で	課のチェックを受けた。	
	関係する本店及び発電所の各組織のチェックを受け		
	る。 	(記録類)	・記録等については本段階にて行った行為のインプットとアウ
	・関係する本店及び発電所の各組織のチェック分担を		トプットを示している。インプット及びアウトプットについては、
	明確にする。		品管説明書にて以下のとおり要求が記載されているものの、
	・関係する本店及び発電所の各組織からチェックの結		具体的な記録名称の記載がないことから、新様式-1のイン
	果が返却された際に、コメントが付されている場合に		プット及びアウトプット欄にて示すこととする。
	は、その反映要否を検討し、必要であれば資料を修	·工事計画認可申請書案	(3.3.3)取り纏める工認申請書案とチェックを行った記録を記
	正のうえ、再度、チェックを依頼する。	・工事計画関連資料チェックシート(兼)依頼書	載
	・必要に応じ、これらを繰り返し、設工認認可申請(届		
	出) 書案のチェックを完了する。		
	(6) 設工認認可申請(届出)書の承認	資料 4-1 の「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及	・品管説明書第 3.1-1 表で示す設計を主管する組織にて、
	設計を主管する組織の長は、「(4) 設計のアウトプットに	び「3.3.3(4)d. 工事計画認可申請書案のチェック」を実施した	
	対する検証」及び「(5) d. 設工認認可申請(届出)書案のチ	工事計画認可申請書案について、原子力設備グループ長	ら、担保できている。
	ェック」が終了した後、設工認認可申請(届出)書を原子力	は、資料4-1の「3.3.3(5) 工事計画認可申請書の承認」に基	
	発電安全委員会へ付議し、審議・了承を得た後、原子力建	づき、原子力発電安全委員会における審議を経て、原子力建	
	設部長の承認を得る。	設部長の承認を受けた。	
		(記録類)	・記録等については本段階にて行った行為のインプットとアウ
			トプットを示している。インプット及びアウトプットについては、
			品管説明書にて以下のとおり要求が記載されているものの、

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
		・工事計画認可申請書案・原子力発電安全委員会議事録	具体的な記録名称の記載がないことから、新様式-1のイン プット及びアウトプット欄にて示すこととする。 (3.3.3)取り纏める工認申請書案と結果を示す委員会の議事 録を記載
3.3.4 設計における変更 原子力部門は、設計の変更が必要となった場合、各設計 結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施 し、設計結果を必要に応じ修正する。	3.3.4 設計における変更 設計対象の追加や変更が必要となった場合、「3.3.1 適 合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」~「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」 の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設 計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に 応じ修正する。		
3.4 工事に係る品質管理の方法 原子力部門は、工事段階において、設工認に基づく設備の具体的な設計(設計3)、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり実施する。 なお、実用炉規則別表第二対象設備外の設備の主要な耐圧部の溶接部においては、設計3の実施に先立ち該当設備の抽出を工事段階で実施する。 また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 本工認における調達管理の方法」を適用して実施する。	計(設計 3)を「設計・調達管理基準」、その結果を反映した 設備を導入するために必要な工事を「保修基準」及び「土 木建築基準」に基づき実施する。 なお、実用炉規則別表第二対象設備外の設備の主要な 耐圧部の溶接部においては、設計 3 の実施に先立ち該当		
3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3) 原子力部門は、工事段階において、設工認に基づく製品実現のための設備の具体的な設計(設計3)(主要な耐圧部の溶接部については溶接部に係る設計が設工認対象となる。)を実施する。	3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計 3)	た具体的な設計結果を様式-8の「設備の具体的設計結果」	・品管説明書第 3.1-1 表で示す設計を主管する組織にて、設計 3 を実施する計画としていることから、担保できている。

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認:H31. 4. 8 認可)	考え方
	を行うことにより管理する。		
	・設計 3 を発電所組織の工事を主管する組織の長が調達		
	管理として設計3を管理する場合		
	発電所組織の工事を主管する組織の長が「3.6 設工		
	認における調達管理の方法」に従って実施する工事の調		
	達の中で、設計3を含めて調達する。		
	発電所組織の工事を主管する組織の長は、その調達		
	の中で供給者が実施する設計3の管理を、調達管理として行う設計の検証及び設計の妥当性確認を行うことによ		
	(117) 設計の快証及の設計の妥当性確認を117ことにより管理する。		
3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施	3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施	本店及び発電所で設備を主管する組織の長は、資料 4-1	・品管説明書第 3.1-1 表で示す工事を主管する組織にて、
発電所組織は、設工認に基づく設備を設置するための		の「3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施」に基づ	工事を実施する計画としていることから、担保できている。
工事を「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施	置するための工事を「3.6 設工認における調達管理の方		_
する。	法」に従い実施する。		
設工認に基づく設備のうち、新たな工事を伴わない設工	設工認に基づく設備のうち、設工認申請(届出)時点で	本店及び発電所で設備を主管する組織の長は、本工事計	・品管説明書第 3.1-1 表で示す調達を主管する組織にて、
認申請(届出)時点で設置されている設備がある場合には、	設置されて新たな工事を伴わない範囲の適合性確認対象		工事に係る調達を実施する計画としていることから、担保で
使用前事業者検査による適合性確認を実施する。	設備がある場合については、「3.5 使用前事業者検査」以	おける調達管理の方法」に基づき、供給者から必要な調達を	きている。
	降の検査段階から実施する。	実施する。	
		調味になる。マは、次型 4 1 の[2 5 9/1)調味は検事の佐	
		調達にあたっては、資料 4-1 の「3.5.3(1)調達仕様書の作成」及び様式-8 に基づき、必要な調達要求事項を「調達仕	
		様書」へ明記し、供給者との情報伝達を確実に行う。	
3.5 使用前事業者検査	3.5 使用前事業者検査	MAIL MAIN MAIL OF THE PROPERTY	
原子力部門は、適合性確認対象設備が設工認(設工認	検査を主管する組織の長は、適合性確認対象設備が設		
のうち、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムにつ	工認に適合していることを確認するため、保安規定に基づ		
いては、当該設計、工事及び検査を管理した品質マネジメ	く使用前事業者検査を計画し、「試験・検査基準」に従い、		
ントシステム)に適合していることを確認するため、保安規定	工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと実		
に基づく使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの	施する。		
独立性を確保した検査体制のもと実施する。 3.5.1 使用前事業者検査での確認事項	3.5.1 使用前事業者検査での確認事項		
使用前事業者検査は、設工認どおりに工事が行われて	5.5.1 使用前事業有機重くの確認事項 使用前事業者検査は、設工認どおりに工事が行われて		
いることを確認するために以下の項目について検査を実施	いることを確認するために以下の項目について検査を実施		
する。	する。		
① 実設備の仕様の適合性確認	① 実設備の仕様の適合性確認		
② 実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく設備の具体	② 実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく設備の具		
的な設計の実施(設計 3)」及び「3.4.2 設備の具体	体的な設計の実施(設計3)」及び「3.4.2 設備の具体		
的な設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並	的な設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス		
びに「工事の方法」のとおり行われていること。	並びに「工事の方法」のとおり行われていること。		
これらの項目のうち、①を第3.5-1表に示す検査として、	これらの項目のうち、①を設工認品質管理計画の第 3.5		
②を品質管理の方法等に関する使用前事業者検査(以下、「QA 検査」という。)として実施する。	-1 表に示す検査として、②を品質管理の方法等に関する 使用前事業者検査(以下、「QA検査」という。)として実施す		
、' Wハ (火旦.]とv 'ノ。/として大肥 y る。	使用的事業有便宜(以下、「QA 便宜」という。)として美施りる。		
②については工事全般に対して実施するものであるが、	②については工事全般に対して実施するものであるが、		
原子力部門に属する工事を主管する組織(以下、「工事を	工事を主管する組織が「3.5.5 主要な耐圧部の溶接部に係		
主管する組織」という。)が「3.5.5 主要な耐圧部の溶接部に	る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事を主		
係る使用前事業者検査の管理」を実施する場合は、工事を	管する組織が実施する溶接に関するプロセス管理が適切		
主管する組織が実施する溶接に関するプロセス管理が適	に行われていることの確認を QA 検査に追加する。		
切に行われていることの確認をQA検査に追加する。	また、QA 検査では上記②に加え、上記①のうち工事を		
また、QA 検査では上記②に加え、上記①のうち工事を ナニス知識(供給者な会な。)が実施士スト本記録の信	主管する組織(供給者を含む。)が実施する検査記録(工事なよ)等する組織(供給者を含む。)が実施する検査記録(工事		
主管する組織(供給者を含む。)が実施する検査記録の信頼性の確認を行い、設工認に基づく工事の信頼性を確保	を主管する組織が採取した記録・ミルシートや検査における 自動計測等。主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者		
親性の確認を11(い、放上認に基づく工事の信頼性を確保 する。	日 動計例寺。主要な断圧部の俗族部に係る使用削事業有 検査は下記なお書きによる。)の信頼性の確認(記録確認		
/ 🗸	検査や抜取検査の信頼性確保)を行い、設工認に基づく工		
	事の信頼性を確保する。		
なお、主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査	なお、主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	
では、供給者が作成する検査項目毎の記録を用いるが、検	設工認為的資料条 では、供給者が作成する検査項目毎の記録(溶接作業検	「水丸」 記載27台(五海ッち IEAF 上部:NJI. 4. 0 部刊)	行ん刀
査を主管する組織(供給者含む。)が「3.5.5 主要な耐圧部			
□ 賞を主官する組織(供給有さむ。)かづ.5.5 主要な順圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理」に基づく管理を			
行うため工事を主管する組織(供給者を含む。)が実施する			
検査項目毎の記録の信頼性は確保済みであるため、この	ため工事を主管する組織(供給者含む。)が実施する検査		
範囲はQA検査の対象外とする。	項目毎の信頼性は確保済みであるため、この範囲はQA検		
単位は WAT 灰直・シスト スノトこう る。	査の対象外とする。		
3.5.2 設計の結果と使用前事業者検査対象の繋がりの明確		発電所で設備を主管する組織の長は、資料 4-1 の「3.4.3	・品管説明書第 3.1-1 表で示す設計を主管する組織にて、
化	化	設計の結果と適合性確認検査対象の繋がりの明確化」に基づ	設計結果と検査対象の繋がりを整理していることから、担保
使用前事業者検査の実施に先立ち、設計1~3の結果と			できている。
適合性確認対象の繋がりを明確化する。	び検査を主管する組織の長は、設計 1~3 の結果と適合性		
	確認対象の繋がりを明確化するために様式-8「基準適合	本工事計画に適合していることを確認するために、様式-8 の	
	性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表」	「工認設計結果」、「設備の具体的設計結果」を取り纏め、(見	
	(以下「様式-8」という。)を以下のとおり使用前事業者検査	直しにより追加))	
	に先立ちとりまとめる。		
	a.基本設計方針の整理		
	基本設計方針(「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計		
	1)」の「b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作		
	成」参照)に基づく設計の結果を踏まえた適合性の確認		
	を漏れなく実施するため、基本設計方針の内容を以下に		
	従い分類し、適合性の確認が必要な要求事項を整理す		
	3.		
	・条文ごとに作成した基本設計方針を設計項目となる		
	まとまりごとに整理する。		
	・整理した設計方針を分類するためのキーワードを抽 出する。		
	・抽出したキーワードをもとに要求事項を第 3.3-1 表		
	に示す要求種別に分類する。		
	整理した結果は、設計項目となるまとまりごとに、様式		
	一8の「基本設計方針」欄に反映する。		
	また、設工認の設計に不要な以下の基本設計方針		
	を、様式一8の該当する基本設計方針に「網掛け」するこ		
	とにより区別し、設計が必要な要求事項に変更があった		
	条文に対応した基本設計方針を明確にする。		
	•「定義」:		
	基本設計方針で使用されている用語の説明		
	・「冒頭宣言」:		
	設計項目となるまとまりごとの概要を示し、「冒頭		
	宣言」以降の基本設計方針で具体的な設計項目		
	が示されているもの		
	・「規制要求に変更のない既設設備に適用される基本		
	設計方針」:		
	既設設備のうち、過去に当該要求事項に対応す		
	るための設計が行われており、様式-4及び様式		
	-5-1 で従来の技術基準規則から変更がないと		
	した条文に対応した基本設計方針		
	・「適合性確認対象設備に適用されない基本設計方		
	針」: 当該適合性確認対象設備に適用されず、設計が		
	当該週合性確認対象設備に週用されず、設計が 不要となる基本設計方針		
	小安となる基本設計力針 b. 設計結果の反映		
	b. 設計福米の反映 設計 2(「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への		
	適合性を確保するための設計(設計 2)」参照)で実施し		
	た詳細設計の結果及び「3.3.3 (5)工事計画認可申請(届		
	出)書の作成」で作成した工事計画認可申請(届出)書の		
	四/ 盲ツバル、「ドルンに上尹司四応り甲司(畑山/青り)		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
	本文、添付資料のうち「a.基本設計方針の整理」で整理し		
	た基本設計方針に対応する設計結果を、様式-8の「工		
	認設計結果(要目表/設計方針)」欄に整理する。		
	設計 3(「3.4.1 本工事計画に基づく設備の具体的な設		
	計の実施(設計 3)」参照)で実施した設備の具体的設計		
	結果の結果を様式-8の「設備の具体的設計結果」欄に		
	取りまとめる。		
	なお、設工認に基づく設備の設置において、設工認申		
	請(届出)時点で設置されている設備がある場合は、既に		
	実施された具体的な設計の結果が設工認に適合してい		
	ることを確認し、設計 2 の結果を満たす具体的な設計の		
	結果を様式-8の「設備の具体的設計結果」欄に取りまと		
	める。		
3.5.3 使用前事業者検査の計画	3.5.3 使用前事業者検査の計画	適合性確認検査を計画する。	・品管説明書第 3.1-1 表で示す検査を主管する組織にて、
原子力部門は、適合性確認対象設備が設工認に適合し	検査を主管する組織の長は、適合性確認対象設備が設		検査の計画をしていることから、担保できている。
ていることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。	工認に適合していることを確認するため、技術基準規則に		
	適合するよう実施した設計結果を取りまとめた様式-8 に示		
	された「工認設計結果(要目表/設計方針)」欄ごとに設計		
使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用	の妥当性確認を含む使用前事業者検査を計画する。		
前事業者検査の項目及び第 3.5-1 表に定める要求種別	使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用		
ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目をもとに計画	前事業者検査の項目及び第3.3-1表の要求種別ごとに定		
を策定する。	めた設工認品質管理計画第3.5-1表に示す確認項目、確		
適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運	認視点及び主な検査項目をもとに計画を策定する。		
用)に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画す	適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置(運		
る。	用)に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画す		
個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運	5.		
転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、	個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運		
定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することに	転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、		
よる使用前事業者検査(負荷検査)の計画を必要に応じて	特定の条文・様式-8 に示された「工認設計結果(要目表		
策定する。	/設計方針)」によらず、定格熱出力一定運転時の主要パ		
	ラメータを確認することによる使用前事業者検査(負荷検		
	査)の計画を必要に応じて策定する。 (1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	************************************	ロがジロ事がっするナーニートルナキンがトフルが
		発電所で設備を主管する組織の長は、適合性確認検査の	
関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検		計画にあたって、資料 4-1 の「3.4.3(1)適合性確認検査の方	検査の方法を決定していることから、担保できている。
査の方法として明確にする。	に先立ち、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査 の項目及び第3.3-1表の要求種別ごとに定めた設工認品	法の決定」に基づき、検査項目、検査方法、判定基準、並びに代替検査で行う場合の確認方法及び判定基準を決定し、	
	211.21.21.		
	横査項目、第3.5-1表に示す検査項目の分類の考え方を	_ · · · _ · · · · · · · · · · · · · · ·	
	使って、確認項目ごとに設計結果に関する具体的な検査概	40000	
	要及び判定基準を以下の手順により使用前事業者検査の		
	方法として明確にする。設工認品質管理計画第 3.5-1 表		
	の検査項目ごとの概要及び判定基準の考え方を第 3.5-2		
	表に示す。		
	a. 様式-8 の「工認設計結果(要目表/設計方針)」及び		
	「設備の具体的設計結果」欄に記載された内容と該当す		
	る要求種別を基に、設工認品質管理計画第 3.5-1 表、		
	第3.5-1表を用いて検査項目を決定する。		
	b. 決定された検査項目より、第 3.5-2 表に示す「検査項		
	目、概要、判定基準の考え方について(代表例)」を参照		
	し適切な検査方法を決定する。		
	c. 決定した各設備に対する以下の内容を、様式-8 の「確		
	認方法」欄に取りまとめる。		
	(a)検査項目		
	(b)検査方法		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
	第 3.5-1 表:主な設工認設計結果に対する検査項目		
	第34-2表 主な工総設計結果に対する検査項目 原目支対象設備(支更あり)機器 原目支対象設備(支更あり)機管 基本設計が計らみ		
	日本の日本 日本		
	第17日 7年、6年 5日 1日		
	※2:機器に限る ※3:配管に限る ※3:配管に限る		
	第3.5-2 表 接直項目 - 報要、利定基準の考え方について (代実例) 接直項目 - 接直機関 - 利定基準の考え方		
	新科検査 使用されている好けが設計は認かとおってあること、情報機能ですることを適合性素を使用されていますが認可能をあっておりてあり、関係放 技術を提供が認め、対象を対象を表する。 「一般など、大きないない。」 「一般など、大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		
	前に中国 前に存在 前に接着する。 前に接着する。 前に接着する。 が表する。 が表する。 が表する。 は が表する。 は が が が は が の が の の の の の の の の の の の の の		
	機能・性影検室 ・		
	接等を含む。又は日親により確認する。 ・		
	整を方す程数文は日製により撮影する。		
	第 3.5-2 表:検査項目、概要、判定基準の考え方について		
	(代表例)		
3.5.4 検査計画の管理	3.5.4 検査計画の管理	発電所で工程を管理する組織の長は、適合性確認検査を	・品管説明書第 3.1-1 表で示す検査を主管する組織にて、
原子力部門は、使用前事業者検査を適切な時期で実施		実施するための工程を資料 4-1 の「3.4.4 検査計画の管理」	検査計画の管理を実施していることから、担保できている。
するため、関係箇所と調整の上、発電所全体の主要工程及	な時期で実施するため、本店及び発電所の関係箇所と調	に基づき管理する。	
び「工事の方法」に示す検査時期を踏まえた適合性確認の	整のうえ、発電所全体の主要工程、「工事の方法」に示す		
検査計画を作成する。使用前事業者検査の実施時期及び	検査時期を踏まえた使用前事業者検査の検査計画を作成		
使用前事業者検査が確実に行われることを適切に管理す	する。また、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事 業者検査が確実に行われることを以下のとおり管理する。	・様式−8・調達仕様書	
<u>る。</u>	業有機宜が確美に打みれることを以下のとおり官理する。・検査の管理は、使用前事業者検査要領書単位で行い計	• 桐连仏塚音 • 作業実施要領書	
	画及び実績を使用前事業者検査計画表で管理する。	- • 検査計画	
	・使用前事業者検査の進捗状況に応じ、検査計画又は主	KENE	
	要工程の変更を伴う場合は、速やかに関係箇所と調整を		
	行うとともに、検査工程を変更する。		
3.5.5 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	3.5.5 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理		
原子力部門は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工			
程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセス	を踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場にお		
の適切性の確認及び監視を行う。また、溶接継手に対する	けるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。また、溶接		
要求事項は、溶接部詳細一覧表(溶接方法、溶接材料、溶	継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表(溶接方法、		
接施工法、熱処理条件、検査項目等)により管理し、これに	溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等)により		
係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶技なエエリには出たけ、これな変素、な認し、必要な等	管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接なエエ提に提出されています。		
溶接施工工場に提出させ、それを審査、確認し、必要な管理を実施する。	て必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、確認し、必要な管理を実施する。		
選を美施する。 3.5.6 使用前事業者検査の実施	認し、必要な官性を表施する。 3.5.6 使用前事業者検査の実施		
使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立	5.5.0 使用前事業有機重め美施 使用前事業者検査は、「試験・検査基準」に基づき、検査		
を行い、実施する。	要領書の作成、検査体制の確立を行い、実施する。		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認:H31. 4. 8 認可)	考え方
(1) 使用前事業者検査の検査要領書の作成	(1) 使用前事業者検査の検査要領書の作成	発電所で設備を主管する組織の長は、資料 4-1 の	
発電所組織は、適合性確認対象設備が設工認に適合し	検査を主管する組織の長は、適合性確認対象設備が設	「3.4.3(1)適合性確認検査の方法の決定」で計画した適合性	検査の計画を決定していることから、担保できている。
ていることを確認するため「3.5.2 使用前事業者検査の計	工認に適合していることを確認するため「3.5.3(1)使用前	確認検査を実施するため、資料 4-1 の「3.4.5(1) 適合性確	
画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施	事業者検査の方法の決定」で決定し、様式-8の「確認方	認検査の検査要領書の作成」に基づき、以下の項目を明確に	
するための検査要領書を作成する。	法」欄で明確にした確認方法を基に、使用前事業者検査を		
実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用		き関係する主任技術者及び品質保証担当の審査を経て制定	
前事業者検査の方法を決定する。	検査要領書は、検査実施責任者が、検査目的、検査対		
	象範囲、検査項目、検査方法、判定基準、検査体制、不適	・検査目的、検査対象範囲、検査項目、検査方法、判定基	
	合管理、検査手順及び検査成績書の事項を記載した検査		
	要領書を作成し、主任技術者及び品質保証担当の審査を	項	
	経て検査実施責任者が制定する。検査要領書では、検査		
	の確認対象範囲として含まれる技術基準規則の条文を明		
	確にする。		
	実施する検査が代替検査となる場合は、「(2) 代替検査の確認方法の決定」に従い、代替による使用前事業者検査		
	の方法を決定する。		
	(2) 代替検査の確認方法の決定		
	a. 代替検査の決定		
	検査を主管する組織の長は、使用前事業者検査実施		
	にあたり、以下の条件に該当する場合には代替検査の		
	評価を行い、その結果を当該の検査要領書に添付する。		
	b. 代替検査の条件		
	代替検査とは、通常の方法で検査ができない場合に		
	用いる手法であり、以下の場合をいう。		
	(a) 当該検査対象の品質記録(要求事項を満足する		
	記録)がない場合(プロセス評価を実施し検査の成		
	立性を証明する必要がある場合)*		
	(b) 構造上外観が確認できない場合		
	(c) 耐圧検査で圧力を加えることができない場合		
	(d) 系統に実注入ができない場合		
	(e) 電路に通電できない場合 等		
	※: 「当該検査対象の品質記録(要求事項を満足す		
	る記録)がない場合(プロセス評価を実施し検査		
	の成立性を証明する必要がある場合)」とは、以下		
	の場合をいう。		
	・材料検査で材料検査証明書(ミルシート)がな		
	い場合		
	・寸法検査記録がなく、実測不可の場合 c. 代替検査の評価		
	(1) (1) (1) (2) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		
	代替検査として用いる方法が本来の検査目的に対する		
	代替性を有していることの評価を実施する。その結果は、		
	「(1) 使用前事業者検査の検査要領書の作成」で作成す		
	る検査要領書の一部として添付し、該当する主任技術者		
	による審査後、本店組織では検査実施責任者、発電所		
	では第二所長の承認を得て適用する。		
	検査目的に代替性の評価にあたっては、以下の内容		
	を明確にする。		
	(a)設備名称		
	(b)検査項目		
	(c)検査目的		
	(d)通常の方法で検査ができない理由※1		
	(e)代替検査の手法、判定基準※2		
	(f)検査目的に対する代替性の評価 ^{※2}		
	※1:記載にあたって考慮すべき事項		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
	・既存の原子炉施設に悪影響を及ぼすことによ		
	る困難性		
	・現状の設備構成上の困難性		
	・作業環境における困難性 等		
	※2:記録の代替検査の手法、評価については		
	「3.7.1 文書及び記録の管理」に従い、記録		
	の成立性を評価する。		
(2) 使用前事業者検査の体制	(3) 使用前事業者検査の体制	発電所で設備を主管する組織の長は、資料 4-1 の	
原子力部門は、検査要領書に使用前事業者検査の体制	検査を主管する組織の長は、使用前事業者検査要領書	「3.4.5(3)適合性確認検査の体制」に基づく検査体制を確立し	検査体制を構築していることから、担保できている。
を明確にする。	で明確にする使用前事業者検査の体制を、第3.5-1図に	た上で、	
	示す当該検査における力量を有する者等で構成される体		
	制とする。		
	a.統括責任者 「本店組織:原子力管理部長又は原子力建設部長又は		
	原子力技術部長]		
	本店の実施する発電所における保安に関する業務		
	を統括するとともに、その業務遂行に係る品質保証活		
	動を統括する。		
	[発電所:所長]		
	発電所における保安に関する業務を統括するととも		
	に、その業務遂行に係る品質保証活動を統括する。		
	b. 主任技術者		
	検査の指導・監督を行う。		
	検査要領書の制定及び改訂が生じた場合には、そ		
	の内容を審査する。		
	検査成績書の内容を審査する。		
	検査の指導・監督を行うに当たり、以下に示す主任		
	技術者と検査内容に応じた所掌の調整等を実施する		
	ことで情報の共有を図る。		
	(a) 原子炉主任技術者は、主に原子炉の核的特性		
	や性能に係る事項等、原子炉の運転に関する		
	保安の監督を行う。		
	(b) ボイラー・タービン主任技術者は、主に機械設備		
	の構造及び機能・性能に係る事項等、原子力設		
	備の工事、維持及び運用(電気的設備に係るものない)というに関する保存の監督を行る		
	のを除く。)に関する保安の監督を行う。 (c) 電気主任技術者は、主に電気設備の構造及び		
	機能・性能に係る事項等、電気工作物の工事、		
	維持及び運用(電気的設備)に関する保安の監		
	督を行う。		
	c. 品質保証担当		
	「本店:品質保証グループ長]		
	品質保証の観点から、検査要領書の制定・改訂が		
	適切に行われていることを審査する。		
	[発電所:安全品質保証第二統括室長又は安全品質		
	保証第二統括室課長]		
	品質保証の観点から、検査対象範囲、検査方法等		
	の妥当性の確認を実施するとともに、検査要領書の制		
	定・改訂が適切に行われていることを審査する。		
	d. 検査実施責任者		
	検査を主管する組織に属する者で、検査要領書の		
	制定及び改訂を行う。適合性評価並びにリリースを伴		
	う検査の結果を確認する。		
	e. 検査担当者		
	検査を主管する組織に属し、検査の力量を持った		
			24 百

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31.4.8 認可)	考え方
100 1 2 2 7 1	者で、適合性評価並びにリリースを伴う検査を直接行う	1975 4 : HD-4561 3 TT (7711-2 0 3 : 1711 - 1712 : 17 0 1711 - 1712 : 17 0 1711 - 1712 : 17 0 1711 - 1712 : 17	137673
	とともに、検査成績書を作成する。		
	f.検査助勢者		
	検査実施責任者又は検査担当者の指示に従い、検		
	査に係る作業の助勢を行う。		
(3) 使用前事業者検査の実施	(4) 使用前事業者検査の実施	資料 4-1 の「3.4.5(4)適合性確認検査の実施」に基づき、	・品管説明書第 3.1-1 表で示す検査を主管する組織にて、
原子力部門は、検査要領書に基づき、確立された検査	検査担当者は、検査要領書に基づき、確立された検査	検査担当者に「検査要領書」に基づく検査を実施させ、検査	検査を実施していることから、担保できている。
体制の下で、使用前事業者検査を実施する。	体制の下で、使用前事業者検査を実施し、その結果を検査	記録を作成させる。	
	実施責任者に報告する。	発電所で設備を主管する組織の長は、検査実施責任者と	
		して、適合性確認検査が検査要領書に基づき適切に実施さ	
		れたこと及び検査結果が判定基準に適合していることを確認	
	定基準に適合していることを確認後、主任技術者の審査を	後、「適合性確認実施要領」に基づき関係する主任技術者の	
	受ける。	審査を受ける。	
	実施した使用前事業者検査の結果として、使用前事業		・記録等については本段階にて行った行為のインプットとアウ
	者検査要領書の番号を様式-8の「確認方法」欄に取りまと	(記録類)	トプットを示している。インプット及びアウトプットについては、
	める。		品管説明書にて以下のとおり要求が記載されているものの、
			具体的な記録名称の記載がないことから、新様式-1のイン
		16 1	プット及びアウトプット欄にて示すこととする。
		・検査要領書	(3.5.6)検査要領書に基づく検査を実施し、結果を検査記録と
	hole a - I - I A - A and I I - I I - I - I - I - I - I - I - I	・検査記録	して纏めていることを記載
	第 3.5-1 図 検査実施体制[本店組織](例)		
	統括責任者		
	品質保証担当 検査実施責任者 主任技術者		
	検査担当者		
	₩ ★ □ ₩ ★		
	検査助勢者		
	第 3.5-1 図 検査実施体制[発電所](例)		
	統括責任者		
	総括責任者		
	品質保証担当 主任技術者		
	運転操作責任者 検査関係責任者		
	運転操作担当者 検査担当者 検査関係担当者		
	運転操作助勢者 検査関係助勢者 検査関係助勢者		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
第 3.5-1 表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点 要求 確認項目 確認視点 主な検査項目			
種別 設			
一			
事項 認する。 機能・性能検査 特性検査 状態確認検査 評価のインブット条件等の要求事項 評価条件を満足していることを確認する。 状態確認検査 要求事項 対容に応じて、設置要求、 計条件とする 要求事項 内容に応じて、設置要求、 系統構成、機能要求として 確認する。 内容に応じて、設置要求、 求、系統構成、機能要求として 求、系統構成、機能要求の検査を適用			
運 用 用 要 手順確認 手順化されていることを確 状態確認検査 認する。			
3.6 設工認における調達管理の方法 設工認で行う調達管理は、保安規定品質保証計画に基づき以下に示す管理を実施する。	3.6 設工認における調達管理の方法 設工認で行う調達管理は、その管理を確実にするため に、「設計・調達管理基準」に基づき以下に示す管理を実 施する。	1.1 設計に係る委託業務の管理 調達を担当する組織の長は、資料 4-1 の「3.5 (新検査制 度移行後は3.6 へ変更となる。) 本工事計画における調達 管理の方法」に基づく委託を以下に示すとおり実施した。	・品管説明書第 3.1-1 表で示す調達を主管する組織にて、 調達を実施していることから、担保できている。
3.6.1 供給者の技術的評価 原子力部門は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。	3.6.1 供給者の技術的評価 調達を担当する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、「供給者評価チェックシート」を用いて、以下の項目について供給者の技術的評価を実施する。また、供給者の再評価を、5 年を限度として定期的に実施し、供給者が重大な不適合を発生させた場合にも再評価を行う。 (1) 技術的能力及び製造能力の有無 (2) 調達製品の納入・使用実績の有無 (3) 調達製品のサンプルの検査・試験結果等の良否(使用実績がない場合、必要に応じ確認) (4) 品質保証に関する能力の有無(第3.65-1表参照) (5) 前回評価から再評価までの間の確認事項の良否(再評価時のみ実施) この(1)~(5)までの確認・評価結果を基に、調達文書の要求事項に適合する製品又は役務を供給する総合的な能力の有無を判断する。 第3.6-1表 品質保証に関する能力の有無の判定表 ※務の区分 A.B ※務の区分 C.D ※務の区分 E 「良」であること。 いずれか 1 つは「良」であること。 いずれか 1 つは「良」又は「有」であること。 ののののであると。 はいずれか 1 つは「良」又は「有」であること。 のののであると。 はいずれか 1 つは「良」又は「有」であること。 はいずれか 1 つは「良」であること。 しいずれか 1 つは「良」であること。 しいまがは、 1 つはでは、 1 いずれか 1 つは「良」であること。 しいまがは、 1 つはでは、 1 いずれか 1 つは「良」であること。 しいまがは、 1 つはでは、 1 いずれか 1 つは「良」であること。 しいまがは、 1 いずれか 1 つは「良」であること。 しいずれか 1 つは「良」であること。 しいまがは、 1 いずれか 1 つは「良」であることがは、 1 いずれが 1 つは「良」であることが、 1 いずれが 1 つは「良」であることが、 1 いずれが 1 つは、 1 に対しまがは、 1 いずれが 1 つは、 1 に対しまがは、 1 いずれが 1 つは、 1 に対しまがは、 1 いずれが 1 いずれが 1 つは、 1 に対しまがは、 1 に対しまがは、 1 に対しまがは、 1 に対しまがは、 1 に対しまが、 1 に対しま	電性の方法」に基づく姿配を以下に示すとおり実施した。 調達を担当する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施した。	・品管説明書第 3.1-1 表で示す調達を主管する組織にて、調達を管理していることから、担保できている。
3.6.2 供給者の選定 原子力部門は、設工認に必要な調達を行う場合、原子 力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、以下に	3.6.2 供給者の選定 調達を担当する組織の長は、設工認に必要な調達を行う 場合、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮	調達を担当する組織の長は、業務の重要度に応じた業務の区分を明確にした上で、重要度に応じた要求事項を明確に	・品管説明書第 3.1-1 表で示す調達を主管する組織にて、 調達を管理していることから、担保できている。
	The second secon		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認:H31. 4. 8 認可)	考え方
示す業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。	し、業務の重要度に応じた業務の区分(添付-2「当社にお	し、資材調達部門へ供給者の選定を依頼した。	
業務の重要度	けるグレード分けの考え方」(以下、「添付-2」という。)第 5		
品質重要度分類 [※] A,B の工事	表参照)を明確にした上で、調達に必要な要求事項を明確		
設 品質重要度分類**C(C1,C2)の工事	にし、資材調達部門へ供給者の選定を依頼する。		
備設工認認可申請又は届出対象の工事	資材調達部門は、「3.6.1 供給者の技術的評価」で、技	資材調達部門は、供給者の技術的評価をインプットとして	
上記以外の工事	術的な能力があると判断した供給者の中から供給者を選定	技術的評価が実施された供給者の中から、供給者の選定を	
品質重要度分類*A,B に関する役務	する。	実施した。	
品質重要度分類**C(C1,C2)に関する役務			
役 設工認認可申請又は届出対象の工事に関する役務			
務保安規定に直接関連する役務			
品質マネジメントシステムの運用管理に関する役務			
上記以外の役務			
※:品質重要度分類とは、「発電用軽水型原子炉施設の			
安全機能の重要度分類に関する審査指針」に定める			
重要度に供給信頼度を加味したもの。			
3.6.3 調達製品の調達管理	3.6.3 調達製品の調達管理		
業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、	業務の実施に際し、当社においては、原子力安全に及		
調達管理に係るグレード分けを適用する。	ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用す		
	ప 。		
	調達に関する品質保証活動を行うに当たっては、原子力		
	安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、業務の区		
	分(添付-2 第 5 表参照)を明確にした上で、以下の調達		
(4) 3m3+11 194 th 0 16 15	管理を実施する。		
(1) 調達仕様書の作成	(1) 調達仕様書の作成	調達を担当する組織の長は、業務の内容に応じた以下の	
原子力部門は、業務の内容に応じ、保安規定品質保証計画に基づく調達要求事項を含めた調達仕様書を作成		内容を含んだ調達仕様書を作成し、供給者へ要求した。 ・仕様明細、設計要求事項、適用法令等に関する要求事項、	調達を管理していることから、担保できている。
し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(「(2) 調達		・	
製品の管理」参照)	a. 仕様明細	に係る要求事項、安全文化を醸成するための活動に関す	
签Ⅲ_△△日 万] 参 ////	b. 設計要求事項	る必要な要求事項、解析業務に関する要求事項	
	c. 材料・機器の管理に関する要求事項		
	d. 製作・据付に関する要求事項		
	e. 試験・検査に関する要求事項		
	f. 適用法令等に関する要求事項		
	g. 品質保証要求事項(添付-2 第 6 表参照)		
	h. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項		
	i. 健全な安全文化を育成し維持するための活動に関する		
	必要な要求事項		
	j. 解析業務に関する要求事項(解析委託の管理について		
	は、添付一4参照)		
	k. 安全上重要なポンプの主軸の調達における要求事項		
	1. 原子炉施設に係る情報システムの開発及び改造に関す		
	る要求事項 m. 一般汎用品を原子炉施設に使用するにあたっての要求		
	m. 一般が用品を原子が施設に使用するにあたっての要求 事項		
	₹ '⊼		
原子力部門は、一般汎用品を原子炉施設に使用するに	これらに加え、調達を担当する組織の長は以下の事項を		
あたって当該一般汎用品に係る情報の入手に関する事			
項、及び、原子力部門が供給先で検査を行う際に原子力			
規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場			
合があることを供給者へ要求する	・一般汎用品を原子炉施設に使用するにあたって、当該		
	一般汎用品に係る情報の入手に関する事項		
	・不適合の報告(偽造品又は模造品の報告を含む。)及		
	び処理に関する事項		
	・調達を担当する組織の長が供給先で検査を行う際に原		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
	子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち 入る場合があることに関する事項 ・調達製品を受領する際に要求事項への適合状況を記 録した文書の提出に関する事項 なお、取得した保安に係る技術情報は、必要に応じてほ		
	かの原子炉設置者と共有する。		
(2) 調達製品の管理 原子力部門は、調達仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。	(2) 調達製品の管理 調達を担当する組織の長は、当社が調達仕様書で要求 した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるま での間、「設計・調達管理基準」、「保修基準(1,2号)」、 「保修基準(3,4号)」及び「土木建築基準」に基づき、業務 の実施に当たって必要な図書(品質保証計画書(業務の区 分A,B)、作業要領書等)を供給者に提出させ、それを審査 し、確認するなどの製品に応じた必要な管理を実施する。	して業務にあたって必要な図書を、調達を担当する組織の長に提出した。 調達を担当する組織の長は、供給者から提出された業務にあたって必要な図書を審査し、製品に応じた必要な管理を実	・品管説明書第 3.1-1 表で示す調達を主管する組織にて、 調達を管理していることから、担保できている。
(3) 調達製品の検証 原子力部門は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。 原子力部門は、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ調達文書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。	(3) 調達製品の検証 調達を担当する組織の長は、調達製品が調達要求事項 を満たしていることを確実にするために、業務の区分、調達 数量・調達内容などを考慮した調達製品の検証を行う。 調達を担当する組織の長は、供給先で検証を実施する 場合、あらかじめ調達文書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。 調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認する ために実施する検証は、以下のいずれかの方法により実施する。 a. 試験・検査 「試験・検査基準」に基づき、工場あるいは発電所で設計の妥当性確認を含む試験・検査を実施する。 当社が立会い又は記録確認を行う試験・検査に関しては、供給者に以下の項目のうち必要な項目を含む試験・検査要領書を作成させ、当社が事前に審査、承認した上で、試験・検査要領書に基づき実施する。 ・対象設備、目的、範囲、条件・実施体制、方法、手順・記録項目 ・合否判定基準・時期、頻度 ・適用法令、基準、規格・使用する測定機器 ・不適合管理 可搬式ポンプ及びそれに接続するホース等の型番指定の汎用品を添付ー2第5表に示す「業務の区分 E,F,Jで管理し購入する場合で、設備個々の機能・性能を調達段階の工事又は検査要領書を作成し、受入 後に、機能・性能の確認を実施する。 も、機能・性能の確認を実施する。 も、受入検査の実施 製品の受入れに当たり、受入検査を実施し、現品、 発送許可証、その他の記録の確認を行う。 こ、記録の確認 作業日報、工事記録等調達した役務の実施状況を		・品管説明書第 3.1-1 表で示す調達を主管する組織にて、調達を管理していることから、担保できている。

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
	確認できる書類により検証を行う。		
	d. 報告書の確認		
	調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告		
	書の内容を確認することにより検証を行う。このうち、設		
	計を調達した場合は供給者から提出させる納入図書		
	に対して設計の検証を実施する。		
	e. 作業中のコミュニケーション等		
	調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを		
	実施すること及び立会い等を実施することにより検証を		
	行う。		
	f. 受注者品質保証監査(「3.6.4 受注者品質保証監査」参		
	照)		
3.6.4 受注者品質保証監査	3.6.4 受注者品質保証監査		
原子力部門は、供給者の品質保証活動及び健全な安全			
文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に	び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切		
行われていることを確認するために、受注者品質保証監査	で、かつ、確実に行われていることを確認するために、受注		
を実施する。	者品質保証監査を実施する。 (受注者品質保証監査を実施する場合の例)		
	(受任有前負保証監査を表施する場合の例) (設備)添付-2 第 5 表に定める業務の区分 A に該当		
	し、機能・性能の大幅な変更がある場合		
	(役務)過去3年以内に監査実績がない供給者で、添付		
	-2 第5表に定める業務の区分Bに該当する場		
	合		
	但し、過去(5 年を目安)に同種製品又は役務の		
	調達が実施され、監査結果が良好な場合は除外		
	可能とする。		
	供給者の発注先(安全上重要な機能に係る主要業務を		
	行う企業)(以下「外注先」という。)について、下記に該当す		
	る場合は、直接外注先に監査を行う。		
	・ 当社が行う供給者に対する監査において、供給者		
	における外注先の品質保証活動の確認が不十分と		
	認められる場合		
	・ 不適合等が発生して、外注先の調査が必要となった		
	場合		
	・設計・製作の主体が外注先である場合		
	設工認に係る供給者については、供給者の評価を実施		
	し、供給者の調達製品を供給する能力に問題はないことを		
a a self and	確認しており、必要に応じて監査を実施する。		
3.6.5 設工認における調達管理の特例	3.6.5 設工認における調達管理の特例		
設工認の対象となる適合性確認対象設備のうち、設工認申請(届出)時点で設置されている設備がある場合は、設置	設工認の対象となる適合性確認対象設備のうち、設工認申請(届出)時点で設置されている設備がある場合は、設置		
当時に調達を終えており、「3.6 設工認における調達管理			
の方法」に基づく管理は適用しない。	の方法」に基づく管理は適用しない。		
3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ	3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ	発電所で設備を主管する組織の長は、資料 4-1 の「3.6.2	・品管説明書との紐付けのみの記載のため担保できている。
0.1 日本、「吸が」日本、「レーソーソーン/ イーー	0.1 ロングス、「「「「「「「」」」 リーソノ イ	発電別で設備を主售する組織の表は、賃料4-1 の13.6.2 識別管理及び追跡可能性」に基づき、適合性確認検査対象	μμ β β/μ/7/1百Сүү//μμ 1,1 () ∨ / σ / ν / μ 戦 ν / / に β / 1 生 木 く さ く ξ ' ' δ)。
3.7.1 文書及び記録の管理	3.7.1 文書及び記録の管理	設備を識別する。	
(1)適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及		BY NUI C INWALL \ 00	
び記録	及び記録		
設計、工事及び検査に係る文書及び記録については、	設計、工事及び検査に係る文書及び記録については、		
保安規定品質保証計画に示す規定文書、規定文書に基づ			
き業務ごとに作成される文書、それらに基づき作成される品	画に係る規定文書体系図」に示す規定文書、規定文書に		
質記録であり、これらを適切に管理する。	基づき業務ごとに作成される文書(一般図書)、それらに基		
	づき作成される品質記録(設備図書、一般図書)があり、こ		
	れらを「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に基		
	づき管理する。		
	•		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認:H31.4.8 認可)	考え方
以上が介入木	当社の品質記録は、設備に関する情報として最新性を維		4703
	持するための管理が行われている「設備図書」と、活動の結		
	果を示す記録として管理する「一般図書」に分けて管理して		
	いる。本工事計画に係る主な品質記録の品質マネジメント		
	システム上の位置付けを第3.7-1表に示す。		
	設工認では、主に第3.7-1図に示す文書及び記録を使		
	って、技術基準規則等への適合性を確保するための設計、		
	工事及び検査を実施するが、これらの中には、原子力発電		
	所の建設時からの記録など、過去の品質保証体制で作成		
	されたものも含まれている。		
	これらの記録であっても、建設以降の品質保証体制が品		
	管規則の文書及び記録の管理に関する要求事項に適合し		
	た体制となっていることから、保安規定品質保証計画に基		
	づく品質保証体制下の文書及び記録と同等の品質が確保		
	されている。		
	建設時からの文書及び記録に関する管理とそのベースと		
	なる民間規格の変遷及びそれらが品管規則の趣旨と同等		
	であることについて、添付-1 第2表に示す。		
(2) 供給者が所有する図書を設計、工事及び検査に用いる	111 11 11 11 11 11		
場合の管理	及び検査に用いる場合の管理		
設工認において供給者が所有する図書を設計、工事及	設工認において当社の管理下にない供給者が所有する		
び検査に用いる場合、供給者の品質保証能力の確認、か	図書を設計、工事及び検査に用いる場合、当社が供給者		
つ、対象設備での使用が可能な場合において、適用可能	評価等により品質保証体制を確認した供給者で、かつ、対		
な図書として扱う。	象設備の設計を実施した供給者が所有する設計時から現		
	在に至るまでの品質が確認された設計図書が当該設備とし		
	ての識別が可能な場合において、適用可能な図書として扱		
	5 ₀		
	この供給者が所有する図書を入手した場合は、当社の文		
	書管理下で第3.7-1表に示す設備図書又は一般図書とし		
	て管理する。		
	当該設備に関する図書がない場合で、代替可能な図書		
	が存在する場合は、供給者の品質保証体制をプロセス調		
	査することによりその図書の品質を確認し、設工認に対する		
	適合性を保証するための図書として用いる。		
(3)使用前事業者検査に用いる文書及び記録	(3)使用前事業者検査に用いる文書及び記録		
使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場	使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場		
合に用いる記録は、上記(1)、(2)を用いて実施する。	合に用いる記録は、原則として最新性が確保されている「設		
	備図書」を用いて実施する。		
	なお、「設備図書」だけでなく、第 3.7-1 表に示す「一般		
	図書」も用いる必要があり、この場合は、「一般図書」の内容		
	が、実施する使用前事業者検査時の適合性確認対象設備		
	の状態を示すものであることを、型番の照合、確認できる記		
	載内容の照合又は作成当時のプロセスが適切であることを		
	確認することにより、使用前事業者検査に用いる記録として		
	利用する。		
	使用前事業者検査に用いた「一般図書」は、供用開始後		
	に、「設備図書」として管理する。		

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認:H31. 4. 8 認可)	考え方
	第 3.7-1 表 品質記録の QMS 上の位置付け 記録の種類		
3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ	文書 (記録を含む)		
(1)計測器の管理 設計及び工事、検査で使用する計測器については、保 安規定品質保証計画に従った、校正・検証及び識別等の 管理を実施する。	(1) 計測器の管理 a.当社所有の計測器の管理	ζ	91 百

設工認本文案	設工認添付資料案	様式 1 記載内容(玄海 3 号 HEAF 工認: H31. 4. 8 認可)	考え方
	なお、適合性確認対象設備で、調達当時の考え方に		
	よりトレーサブルな記録がない場合は、調達当時の計測		
	器の管理として、国際又は国家計量標準につながる管理		
	が行われていたことを確認する。		
	(b) 識別管理		
	イ. 計測器管理台帳による識別		
	校正の状態を明確にするため、計測器管理台帳に、		
	校正日及び校正頻度を記載し、有効期限内であることを		
	識別する。計測器が故障等で使用できない場合、使用		
	禁止を計測器管理台帳に記載する。修理等で使用可能		
	となれば、使用禁止から校正日へ記載を変更すること		
	で、使用可能であることを明確にする。		
	ロ. 計測器管理ラベルによる識別		
	計測器の校正の状態を明確にするよう、計測器管理ラ		
	ベルに必要事項を記載し、計測器の目立ちやすいところ		
	に貼付し識別する。		
	b.当社所有以外の計測器の管理		
	供給者持込計測器の管理については、使用する前ま		
	でに計測器名、型式、製造番号、校正頻度、トレーサビリ		
	ティを校正記録等で確認する。		
(2)機器、弁及び配管等の管理	(2)機器、弁及び配管等の管理		
機器類、弁及び配管類は、保安規定品質保証計画に			
従った管理を実施する。	塗装表示等にて管理する。		
4.適合性確認対象設備の保守管理	4. 適合性確認対象設備の保守管理		
設工認に係る保守管理は、保安規定に基づき実施する。	設工認に基づく工事は、「保修基準(1,2 号)」、「保修基		
	準(3,4 号)」及び「土木建築基準」の「保全計画の策定」の		
	中の「補修、取替え及び改造計画」として、保安規定に基づ		
	く保守管理に係る業務プロセスに基づき実施している。		
	保守管理に係る業務プロセスと品質マネジメントシステム		
	の文書との関連を第4-1図に示す。		
	設工認申請(届出)時点で設置されている適合性確認対		
	象設備がある場合は、巡視点検、日常の保守点検及び保		
	全計画に基づく点検等を実施し、異常のないことを確認し		
	ている。		
	適合性確認対象設備については、技術基準規則への適		
	合性を、使用前事業者検査を実施することにより確認し、適		
	合性確認対象設備の使用開始後においては、保守管理に		
	係る業務プロセスに基づき保全重要度に応じた点検計画を		
	策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。		
	高質管性		
	NOWSEE		
	THE REPORT OF THE PARTY OF THE		
	270000 T		
	MARKET M		
	78 WHITE TO THE TOTAL THE		
	79988		
	7579(MA)		
	 第 4-1 図 保守管理に係る業務プロセスと品質マネジメント		
	システムの文書との関連		
	マハノやツ人目にツ内は		

記載の程度①:誰が品管説明書のどのプロセス を用いて実施したのかについて、説明書の各段 階と実施箇所を星取にて明示。調達も同様。 記載の程度⑥:設計の中で複数項目あるとは、1つの章にて複数の設計(説明書の作成)を行う場合には、その情報が読めるようにするとの意で④の対応にて担保

記載の程度②:各説明書 の目次で示している設計 の流れとリンクをとる。

記載の程度④:実施した詳細設計の内容が分かるように項目(説明書内容)毎にインプットとアウトプットを識別する。

添付資料 2 様式 - 1

. <u></u>									工事前回に示る試前の天候、工事及び快車の前回	,	
		彭	计	工事	検	査	調	建	Y	į	
各段階	プロセス(設計対象) 実績:3.3.1~3.3.3(6) 計画:3.4.1~3.4.6	原子力設備グループ	保修第二課	保修第二課	保修第二課	安全品質保証第二統括	原子力設備グループ	保修第二課	インプット	アウトプット	他の記録類
						室			\	<i>'</i>	
3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項 の明確化	0	 / /		 战の程度 関との繋			I - 、 計 -	設置変更許可申請書・添付資料、技術基準規則・解釈、設置許可基準規則・解釈	社内決定文書/:「玄海原子力発電所 3 号機 非常用電源設備の工事計画設計資料について」	設計・開発へのインプットレ ビューチェックシート
3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象		1/	†i	 -		Γ	Ţ-; 	既工事計画の設計結果、設置許可基準規則、安全審査指	様式-2、社内決定文書:「玄海原子力発電所3号機	
	設備の選定		/ -	_	_	_	_		針、技術基準規則、旧技術基準規則、設置(変更)許可	非常用電源設備の工事計画設計資料について」	
3.3.3(1)	基本設計方針の作成(設計1)	,					-,	, (実用炉規則別表第二、技術基準規則・解釈、設置(変更)	様式-3、様式-4、様式-5-1、様式-5-2、様式	設計・開発からのアウトプッ
	 度③:基本設計方針とのリンクについ 「 ̄	/	ļ	ļ	L	L- <u>-</u> -	1	_	許可、様式-2、様式-4、既工事計画の設計結果、設置	-6、様式-7、社内決定文書:「玄海原子力発電所	トレビューチェックシート
ては、様	式 7 (基本設計方針) としてインプッ ¦	,				1			許可基準規則 \	3 号機 非常用電源設備の工事計画設計資料につ	
· トに明確	化する。 	j.			,	1				、いて」 /	
3.3.3(2)	適合性確認対象設備の各条文への適合			_	1	_	_	_	様式−2、様式−5−1、様式−5−2	社内决定文書:「玄海原子力発電所3号機 非常用	設計・開発からのアウトプッ
	性を確保するための設計(設計 2)				1					電源設備の工事計画設計資料について」	トレビューチェックシート
	添付資料 2 発電用原子炉施設の火災防	護に	関する	説明書							
3.3.3(2)	1.電気盤の火災防護対策(設備仕様に								様式-2、様式5、1、様式5-2、様式-7(基本設計	設計資料(社内決定文書)(非常用発電装置の出力	調達製品の検証チェックシー
	係る設計)	0	-	_	+	_	0	_	(方針)、調達仕様書、委託報告書、設備図書、関係法令、 自社解析結果、既工事計画、	の決定に関する説明書、単線結線図)	F
	添付資料 3 非常用発電装置の出力の決	<u> </u> 定に	<u>」</u> 関する記				1	1			
3.3.3(2)	2.1 遮断機(HEAF 火災発生防止に関する設計/設備仕様に係る設計)	0	_	_		_	_	_	設備図書、様式-2、関係法令、様式-7(基本設計方針)、 研究報告書(該当する場合には「現場調査結果」記載)		
3.3.3(4)	設計のアウトプットに対する検証		****		1				様式-3~様式-7	各設計資料(社內決定文書)	設計・開発からのアウトプッ
			記	載の程度	* 度⑦:i	- 調達や	ウォー	クダ			ト検証チェックシート
3.3.3(5)	設工認認可申請(届出)書の作成		十 ゥ	ンがあ	る場合に	こは記	載		社内決定文書:「玄海原子力発電所 3 号機 非常用電源設	工事計画認可申請書案	工事計画関連資料チェックシ
					-				備の工事計画設計資料について」		ート(兼)依頼書
3.3.3(6)	設工認認可申請 (届出) 書の承認	0	-	_	-	_	-	-	工事計画認可申請書案	工事計画認可申請書	原子力発電安全委員会議事録
3.4.1	本工事計画に基づく設備の具体的な設 計の実施(設計3)	_	0	_	_	_	0	_	社内決定文書:「玄海原子力発電所3号機 非常用電源設備の工事計画設計資料について」、委託仕様書	記載の程度⑤:前の行為のアウトプッ	調達製品の検証チェックシート
3.4.2	設備の具体的な設計に基づく工事の実 施	_	_	0	_	_	_	0	納入図書、製作・据付仕様書、作業実施要領書	トが後の行為のインプットになる場合 工事記録 の用語の統一については、文章による 記載のためのもの。新様式1では該当	
3.4.3	設計の結果と適合性確認対象の繋がり						1	1	杜内決定文書:「玄海原子力発電所 3 号機 非常用電源設	│ 	様式-8チェックシート
	の明確化	_	_	_		_	-	-	備の工事計画設計資料について」、納入図書	L. 22 - 22 13	
3.4.4	適合性確認検査の計画				0		1	†	様式-8	検査計画、検査整理表	
-	· 本人 4.174 到 4.14 。 第四			1			1		検査計画、検査整理表	検査計画、検査整理表	
3.4.5	適合性確認検査の管理								次旦前画、次旦走往父	快且可	

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画【非常用電源設備】

		設計、工事及び検査の	の業務フロー		り外の部 相互関			実施の内容		
名	段階			◎:主排	∄、○	:関連	実績(○)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する	5活動の実施結果)	備考
		当社	供給者	本店	発電所	供給者	計画 (△)	業務実績又は業務計画	記録等	
設計	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化		0	_	_	0	本工事計画に必要な要求事項を、資料 4-1 の「3.3.1 適合性確認対象 設備に対する要求事項の明確化」に示す事項とした。 原子力設備グループ長は、原子力設備グループの要員に、要求事項に関 するインプットについて、その適切性をレビューさせた。また、その設計 結果を社内決定文書として承認した。	・社内決定文書 :「玄海原子力発電所 3 号機 非常 用電源設備の工事計画設計資料 について」 ・設計・開発へのインプットレビュー チェックシート	
設計	3.3.2	各条条要対応に性確認を開催の選定		0	_	_	0	原子力設備グループは、資料 4-1 の「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」に基づき、既工事計画の設計結果、設置許可基準規則、安全審査指針、技術基準規則、旧技術基準規則及び設置(変更)許可をインプットとして、設計基準対象施設に係る機能ごとに「非常用電源設備」を抽出し、その結果をアウトプットとして様式-2に整理した。原子力設備グループ長は、整理した様式-2について、原子力設備グループの要員に、資料 4-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項に対して必要な機器等が抜けなく抽出されているかの観点で確認させた。また、様式-2を社内決定文書として承認した。	・既工事計画の設計結果 (既に提出した工事計画及び既に認可された工事計画については、「既工事計画」という。) ・設置(変更)許可・様式-2 ・社内決定文書:「玄海原子力発電所3号機 非常用電源設備の工事計画設計資料について」	
設計	3.3.3 (1)	基本設計方針の作成(設計1)		0	_		0	原子力設備グループは、資料 4-1 の「3.3.3 (1) 基本設計方針の作成(設計 1)」に基づき、技術基準規則をインプットとして、技術基準規則の条文単位での適用を明確にし、アウトプットとして、各条文と各施設における適用要否の考え方を様式-3 に取りまとめた。 原子力設備グループは、様式-3をインプットとして、条文と施設の関係を一覧に整理し、アウトプットとして様式-4 に取りまとめた。 原子力設備グループは、実用炉規則別表第二、技術基準規則、様式-2及び様式-4をインプットとして、抽出した機器を実用炉規則別表第二の施設区分ごとに並べ替えるとともに、各機器に適用される技術基準規則の	3 - V 1	

		設計、工事	及び検	査の業務フロー		内外の部 相互関			実施の内容		
各	段階				◎:主扫	担当、〇	:関連	実績(○)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する	3活動の実施結果)	備考
		当社供給者		供給者	本店	発電所	供給者	/ 計画 (△)	業務実績又は業務計画	記録等	
									条項号及び条項号ごとに詳細な検討が必要となる項目を整理し、アウトプットとして、工認書類と本工事計画の関係を様式-5-1に取りまとめた。	用電源設備の工事計画設計資料 について	
									-	- ・設計・開発からのアウトプットレビ	
									原子力設備グループは、設置許可基準規則、技術基準規則及び設置(変	ューチェックシート	
									更)許可をインプットとして、資料 4-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備		
									に対する要求事項の明確化」で明記した要求事項を満たすために必要な基		
									本設計方針として、既工事計画の基本設計方針からの基本設計方針の変更		
									要否を確認したうえで基本設計方針を作成し、アウトプットとして、各条		
									文の設計の考え方を様式-6に、要求事項との対比を明示した基本設計方		
									針を様式-7に取りまとめた。		
									原子力設備グループは、基本設計方針、設置(変更)許可をインプット		
									として、既工事計画や他プラントの状況を参考にして、各機器の耐震重要		
									度、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び適合性確認対象設備に必		
									要な工認書類との関連を様式-5-2で明確にした。		
									原子力設備グループ長は、様式-3、様式-4、様式-5-1、様式-5-		
									2、様式-6 及び様式-7 について、原子力設備グループの要員に資料 4		
									-1の「3.3.1適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記し		
									ている設計に必要な要求事項に対して、設計方針が抜けなく設定されてい		
									るかの観点でレビューさせた。また、その設計結果を社内決定文書として		
									承認した。		
		適合性確認対		(3.5調達) → 設備設計に					原子力設備グループ長は、様式-2で抽出した機器に対し、詳細な検討	・様式-2	
		備の各条文々合性を確保す	. ~	設備設計に係る調達管					が必要となる設計の要求事項を明記している様式-5-1、様式-5-2 及	・様式-5-1	
設	0.00	めの設計(影	計 2)	理の実施]				び基本設計方針をインプットとして、該当する条文の基本設計方針に対す	・様式-5-2	
計	3.3.3 (2)				0	_	—	0	る適合性を確保するための詳細設計を実施し、その結果をアウトプットと	・様式-8	
									して様式-8の「工認設計結果 (要目表/設計方針)」欄に取りまとめた。	・社内決定文書	
										:「玄海原子力発電所 3 号機 非常	
									原子力設備グループ長は、様式-8の「工認設計結果(要目表/設計方	用電源設備の工事計画設計資料	

	設計、工事及び検査の業務フロー		内外の音)相互関		実施の内容	
各段階			◎:主担当、○:関連		実績 (②) (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
	当社 供給者	本店	発電所	供給者	計画 (A) 業務実績又は業務計画 記録等	
設 3.3.3 計 (2)	(3.5 調達) 設備設計に係 る調達管理の 実施	©		0	計)欄について、原子力設備グルーブの要員に資料 4-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計 1)」で明記している条文ごとの基本設計方針に対する必要な設計が行われているか、詳細な検討が必要な事項について設計が行われているかの2つの観点でレビューさせた。また、その設計結果を社内決定文書として承認した。 基本設計方針の設計要求事項ごとの詳細設計の実績を含めて、以下の「1.」以降に示す。(【 】は、本工事計画内の資料との関連) 1.本工事計画に係る調達管理 1.1 設計に係る委託業務の管理 調達を担当する組織の長は、資料 4-1 の「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づく委託を以下に示すとおり実施した。調達を担当する組織の長は、資料 4-1 の「3.5 本工事計画における調達を担当する組織の長は、資料 4-1 の「3.5 本工事計画における調達を告出当する組織の長は、資料 4-1 の「3.5 本工事計画における調達を告生。 表託報告書 表記報告書 表記報告書 表記報告書 表記報告書 (第2 本 4 本 5 本 5 本 5 本 5 本 5 本 5 本 5 本 5 本 5	

	設計、工事及び検	査の業務フロー		外の部門間 互関係		実施の内容		
各段階			◎:主担	当、○:関連	実績(○)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する	5活動の実施結果)	備考
	当社	供給者	本店	発電供給者	計画 (△)	業務実績又は業務計画	記録等	
						って必要な図書を、調達を担当する組織の長に提出した。		
						調達を担当する組織の長は、供給者から提出された業務にあたって必		
						要な図書を審査し、製品に応じた必要な管理を実施した。		
						供給者は、調達仕様書をインプットとし、調達業務を実施し、その結		
						果をアウトプットとして委託報告書を作成し、調達を担当する組織の長		
						へ提出した。		
						調達を担当する組織の長は、供給者から提出された委託報告書が調達		
						要求事項を満たしていることを確認するために、検証を実施した。		

	設計、工事及び検査の業務フロー		5外の部 相互関			実施の内容		
各段階		◎:主排	担当、○		実績	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する	5活動の実施結果)	備考
	当社 供給者		発電所	供給者	/ 計画 (△)	業務実績又は業務計画	記録等	
設 3.3.3計 (2)	(3.5 調達) 設備 認調 連絡 に管理の実施		\circ	0	0	2. 非常用電源設備に関する設計 原子力設備グループは、本工事計画における高エネルギーアーク損 傷に伴う火災(以下「HEAF 火災」という。)発生防止対策に関する設 計を以下に示すとおり実施した。 2.1 HEAF 火災発生防止対策を行う電気盤の選定 原子力設備グループは、HEAF 火災発生防止対策を行う電気盤を以 下のとおり選定した。 原子力設備グループは、様式-2、関係法令、基本設計方針及び設備 図書をインプットとして HEAF 火災発生防止対策を行う電気盤を選定し、選定した結果の機器リストをアウトプットとして設計資料に取りまとめた。 原子力設備グループ長は、原子力設備グループの要員から報告を受けた設計資料を審査し、社内決定文書として承認した。 【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】 2.2 設備仕様に係る設計 (1) アークエネルギーの関値に係る評価 原子力設備グループは、メタルクラッド開閉装置、パワーセンタ及びコントロールセンタの HEAF 火災が発生するアークエネルギーの関値の評価に用いるデータ (研究報告書)をインプットとして、アークエネルギーの関値を確認し、アウトプットとして設計資料(社内決定文書)に取りまとめた。	・設計資料(社内決定文書) ・設備図書 ・様式-2 ・研究報告書	

	設計、工事及び検査	査の業務フロー	5.フロー 組織内外の部門間 の相互関係			実施の内容			
各段階		社 供給者		担当、С):関連	実績(○)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の	実施結果)	備考
	当社			当社 供給者		発電所	供給者	/ 計画 (△)	業務実績又は業務計画
							原子力設備グループ長は、原子力設備グループの要員から報告を受けた設計資料を審査し、社内決定文書として承認した。 【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】 (2)火災感知設備及び消火設備への影響評価 原子力設備グループは、火災感知設備及び消火設備の配置に関する設計が既工認から変更がないことを確認し、その結果をアウトブットとして設計資料(社内決定文書)に取りまとめた。 原子力設備グループ長は、原子力設備グループの要員から報告を受けた設計資料を審査し、社内決定文書として承認した。 【発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】 (3) HEAF 火災発生防止対策に係る設計原子力設備グループ長は、本工事に必要な設計を行うための調達仕様書を作成し、「1.1 設計に係る委託業務の管理」に基づく調達管理の方法により、HEAF 火災発生防止対策に係る委託業務を実施した。 供給者は、「2.2(1) アークエネルギーの閾値に係る評価」、設備図書及び単線結線図をインプットとして、現行の整定値で HEAF 火災発生の可能性があるメタルクラッド開閉装置、パワーセンタ及びコントロールセンタについて、HEAF 火災の発生を防止するための対策を取りまとめ、その結果をアウトブットとして委託報告書を作成し、原子力設備グループへ提出した。 原子力設備グループ長は、供給者が提出した委託報告書を原子力設備グループの要員に検証させ、承認した。		

各段階	設計、工事及び検査	組織内外の部門間 の相互関係				実施の内容			
			◎:主担当、○:関連		実績	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考	
	当社 供給者		本店	発 電 所	供給者	/ 計画 (△)	業務実績又は業務計画	記録等	
							原子力設備グループは、委託報告書をインプットとして、HEAF 火災の発生を防止するための対策後のアークエネルギーが HEAF 火災が発生するアークエネルギーの閾値を下回っていることを計算により確認するとともに、計算を実施した者とは別の原子力設備グループの要員により計算のダブルチェックを行い、自社解析結果として取りまとめた。 原子力設備グループ長は、原子力設備グループの要員から報告を受けた自社解析結果を審査し、承認した。 原子力設備グループは、関係法令、基本設計方針、設備図書、委託報告書及び自社解析結果をインプットとして、HEAF 火災の発生を防止するための保護継電器整定値の見直し及びインターロック変更の対策が、基本設計方針の要求を満たしている事を確認し、その結果をアウトプットとして設計資料(社内決定文書)に取りまとめた。 原子力設備グループ長は、原子力設備グループの要員から報告を受けた設計資料を審査し、社内決定文書として承認した。 【非常用発電装置の出力の決定に関する説明書】【単線結線図】		

各段階		設計、工事及び検査の業務フロー			組織内外の部門間 の相互関係			実施の内容		
				◎:主担当、○:関連		:関連	実績(○)			備考
		当社	供給者	本店	発電所	供給者	/ 計画 (△)	業務実績又は業務計画	記録等	
		★ ★ 設計のアウトプッ						原子力設備グループ長は、設計結果として取りまとめられた様式-3~様式	・様式-3~様式-8	
		トに対する検証						-8が、資料 4-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計 1)」で明確に	・各設計資料(社内決定文書)	
設	3.3.3		0	_	_	0	した基本設計方針を満たしていることを確認する観点で、原設計者以外の	・設計・開発からのアウトプット検証		
計	(3)							者に検証を実施させた。また、「3.3.3(2)適合性確認対象設備の各条文への	チェックシート	
								適合性を確保するための設計(設計2)」で取りまとめた各設計結果を社		
								内決定文書として承認した。		
								原子力設備グループは、資料 4-1の「3.3.3(4) 工事計画認可申請書の	・工事計画認可申請書案	
		▼ 工事計画認可 申請書の作成						作成」に基づき、適用される要求事項の抜けがないように管理して作成し	・工事計画関連資料チェックシート	
								た基本設計方針(設計 1) 及び適用される技術基準の条項に対応した基本	(兼) 依賴書	
								設計方針を用いて実施した詳細設計の結果(設計 2)をもとに、工事計画と		
								して整理することにより、本工事計画認可申請書案を作成した。		
設	3.3.3			0						
計	(4)							原子力設備グループ長は、工事計画認可申請書案を確認し、申請手続き		
								を原子力工事グループ長へ依頼した。		
								原子力工事グループ長は、資料 4-1 の「3.3.3(4)d. 工事計画認可申請		
								書案のチェック」に基づき、作成した工事計画認可申請書案について関係		
								各グループ及び発電所関係各課のチェックを受けた。		
		V						資料 4-1 の「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及び	・工事計画認可申請書案	
設	3.3.3	工事計画認可申請書の承認						「3.3.3(4)d. 工事計画認可申請書案のチェック」を実施した工事計画認可	・原子力発電安全委員会議事録	
計	(5)		◎ ○ 申請書案について、原子力設備グループ長は、資料 4-1 の「3.3.3(5) 工事計画認可申請書の承認」に基づき、原子力発電安全委員会における審議							
								事計画認可申請書の承認」に基づき、原子力発電安全委員会における審議		
								を経て、原子力建設部長の承認を受けた。		
		★工事計画に基づ	は					原子力設備グループ長は、資料 4-1 の「3.4.1 本工事計画に基づく設	・様式-8	
	3.4.1	2 30 JH 00 H JH JA 3		備の具体的な設計の実施(設計 3)」に基づき、本工事計画を実現するた	・調達仕様書					
工事及び	3.4.2			• 作業実施要領書						
検査	3.4.3 3.4.4			• 検査計画						
	3.1.1									
								本店及び発電所で設備を主管する組織の長は、資料 4-1 の「3.4.2 設		

	設計、工事及び検査の業務フロー			組織内外の部門間 の相互関係			実施の内容		
各段階			◎:主担当、○:関連			実績(○)	(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する	活動の実施結果)	備考
	当社	供給者	本店	発電所	供給者	/ 計画 (△)	業務実績又は業務計画	記録等	
	正事の実施	(3.5 調達) 設備 高調 を (3.5 調達) と (3.5 調達) と (3.5 調達) と (4.5 を) を (4					備の具体的な設計に基づく工事の実施」に基づき、本工事計画の対象となる設備の工事を実施する。 本店及び発電所で設備を主管する組織の長は、本工事計画に必要な調達を行う場合、資料 4-1 の「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づき、供給者から必要な調達を実施する。 調達にあたっては、資料 4-1 の「3.5.3(1)調達仕様書の作成」及び様式-8に基づき、必要な調達要求事項を「調達仕様書」へ明記し、供給者との情報伝達を確実に行う。 発電所で設備を主管する組織の長は、資料 4-1 の「3.4.3 適合性確認検査の計画」に基づき、本工事計画の対象設備(本工事計画に関連する設備を含む。)が、技術基準規則の要求を満たした設計の結果である本工事計画に適合していることを確認するための適合性確認検査を計画する。発電所で設備を主管する組織の長は、適合性確認検査の計画にあたって、資料 4-1 の「3.4.3(1)適合性確認検査の方法の決定」に基づき、検査項目、検査方法、判定基準、並びに代替検査で行う場合の確認方法及び判定基準を決定し、様式-8の「確認方法」欄へ検査項目及び検査方法並びにそれらの設計結果とのつながりを明記する。		
工事 及び 検査 3.6.2	適合性確認 検査の実施		_	©	_	Δ	工程を資料 4-1 の「3.4.4 検査計画の管理」に基づき管理する。 発電所で設備を主管する組織の長は、資料 4-1 の「3.4.3(1)適合性確認検査の方法の決定」で計画した適合性確認検査を実施するため、資料 4-1 の「3.4.5(1)適合性確認検査の検査要領書の作成」に基づき、以下の項目を明確にした「検査要領書」を作成し、「適合性確認実施要領」に基づき関係する主任技術者及び品質保証担当の審査を経て制定する。・検査目的、検査対象範囲、検査項目、検査方法、判定基準、検査体制、	・検査要領書 ・検査記録	

各段階		設計、工事及び検査の業務フロー			組織内外の部門間 の相互関係		実績	実施の内容		
	段階			◎:主持	◎:主担当、○:関連			(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する	5活動の実施結果)	備考
	当社	供給者	本店	発電所	供給者	/ 計画 (△)	業務実績又は業務計画	記録等		
								不適合管理、検査手順、検査成績書の事項		
								発電所で設備を主管する組織の長は、資料 4-1 の「3.6.2 識別管理及		
								び追跡可能性」に基づき、適合性確認検査対象設備を識別する。		
								発電所で設備を主管する組織の長は、資料 4-1 の「3.4.5(3)適合性確		
								認検査の体制」に基づく検査体制を確立した上で、資料 4-1 の「3.4.5(4)		
								適合性確認検査の実施」に基づき、検査担当者に「検査要領書」に基づく		
								検査を実施させ、検査記録を作成させる。		
								発電所で設備を主管する組織の長は、検査実施責任者として、適合性確		
								認検査が検査要領書に基づき適切に実施されたこと及び検査結果が判定		
								基準に適合していることを確認後、「適合性確認実施要領」に基づき関係		
								する主任技術者の審査を受ける。		

※ ----→ : 必要に応じ実施する。